

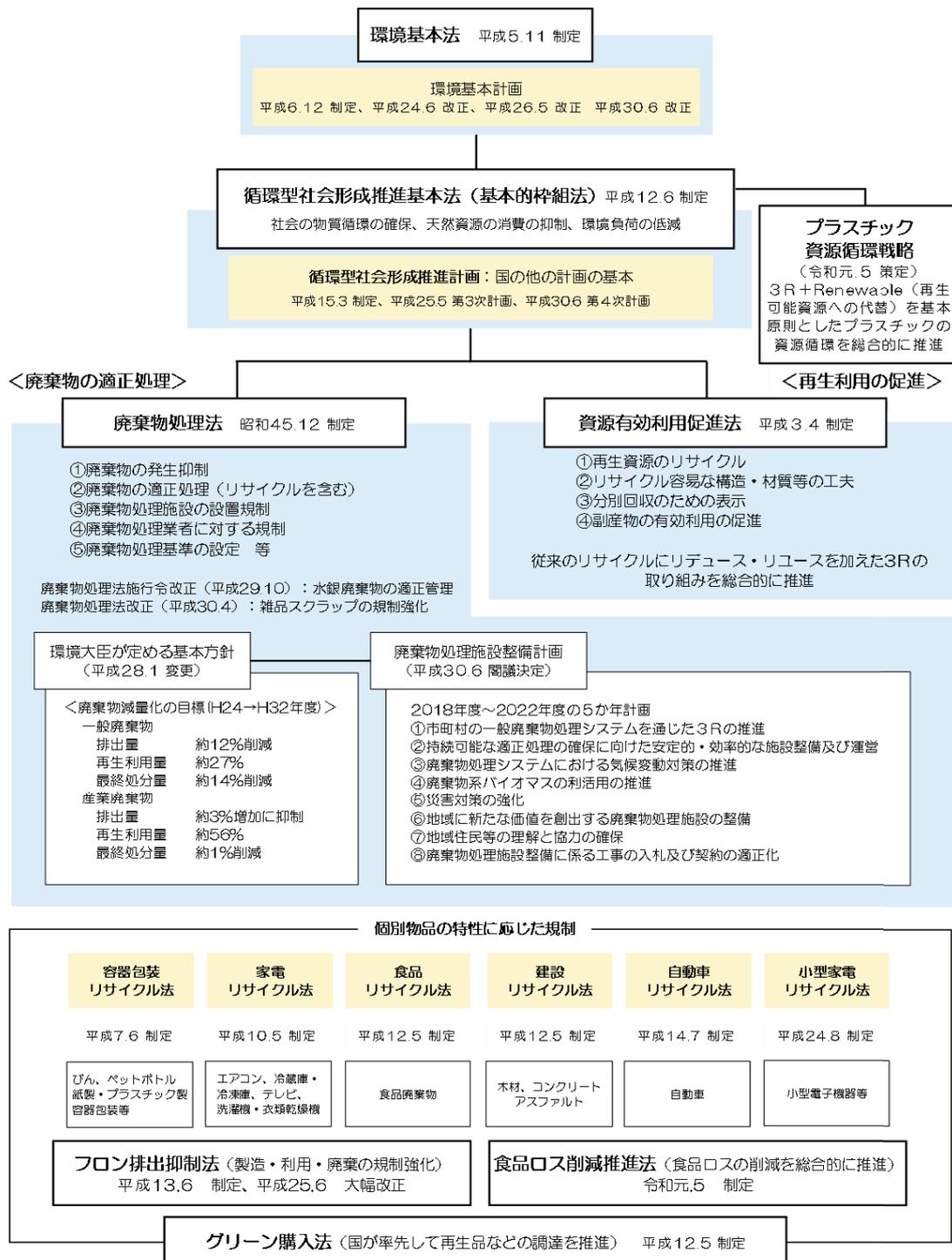
第2編 ごみ処理編

第1章 ごみ処理を取り巻く社会情勢

1-1 関連法令の概況

(1) 関連法令の体系

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を図10に示します。



出典:「日本の廃棄物処理の歴史と現状」（平成26年（2014年）2月、環境省）に加筆

図10 関連法令等の体系

1-2 国の方針、大阪府の計画等

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、環境負荷の軽減や資源循環を促進するため、環境及びリサイクル関連法が施行されました。これらの関連法令に基づく国の方針・大阪府の計画等の経緯を表1に示します。

表1 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針、大阪府の計画等の経緯

年 月	関連する計画等（○：国、●：大阪府）
平成11年（1999年）3月	●大阪府ごみ処理広域化計画（大阪府）
平成13年（2001年）5月	○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成15年（2003年）3月	○循環型社会形成推進基本計画（国）
平成16年（2004年）5月	●大阪府循環型社会形成に関する基本方針（大阪府）
平成17年（2005年）4月	○循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年（2005年）5月	○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成19年（2007年）6月	○一般廃棄物会計基準（国） ○一般廃棄物処理有料化の手引き（国） ○市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（国）
平成22年（2010年）8月	●大阪府分別収集促進計画（大阪府）
平成22年（2010年）12月	○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成23年（2011年）3月	●大阪21世紀の新環境総合計画（大阪府）
平成28年（2016年）1月	○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成28年（2016年）6月	●大阪府循環型社会推進計画（大阪府） 「廃棄物処理法」に基づく都道府県廃棄物処理計画
平成29年（2017年）10月	○廃棄物処理法施行令改正／水銀廃棄物の適正管理（国）
平成30年（2018年）4月	○第5次環境基本計画（国）
平成30年（2018年）6月	○第4次循環型社会形成推進基本計画（国）
令和元年（2019年）5月	○「プラスチック資源循環戦略」（国）
令和元年（2019年）6月	○大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（国）
令和元年（2019年）10月	○食品ロスの削減の推進に関する法律（国）

1-3 国、大阪府の数値目標及びプラスチックごみゼロ宣言

(1) 国の数値目標

国は「廃棄物処理基本方針」及び「循環型社会形成推進基本計画」において、一般廃棄物の減量・資源化の目標を表2のとおり設定しています。「循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な社会づくりに向けて、目標がより一層厳しくなっています。

表2 国の減量・資源化目標等

方針・計画		廃棄物処理基本方針 (平成28(2016)年1月 改正)	循環型社会形成推進基本計画	
			第3次 (平成25(2013)年3月)	第4次 (平成30(2018)年6月)
基準年度		平成24年(2012)年度	平成12年(2000)年度	平成12年(2000)年度
目標年度		令和2年(2020)年度	令和2年(2020)年度	令和7年(2025)年度
排出削減	排出量	12%減	25%減	850g/人・日(28%減)
	家庭系ごみ量	500g/人・日	25%減	440g/人・日(33%減)
	事業系ごみ量	—	35%減	1,100万t(39%減)
再生利用率		21→27% (6%増)	—	—
最終処分量		404万t (14%減)	450万t (63%減)	320万t (73%減)

注1) 排出量は、収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団資源回収量です。

注2) 家庭系ごみ量は、集団資源回収量や資源等を除いた排出量です。

出典：「廃棄物処理基本方針」及び「循環型社会形成推進基本計画」から作成

(2) 大阪府の数値目標

大阪府は「大阪府循環型社会推進計画」において、一般廃棄物の減量目標を表3のように設定しています。

表3 大阪府の数値目標

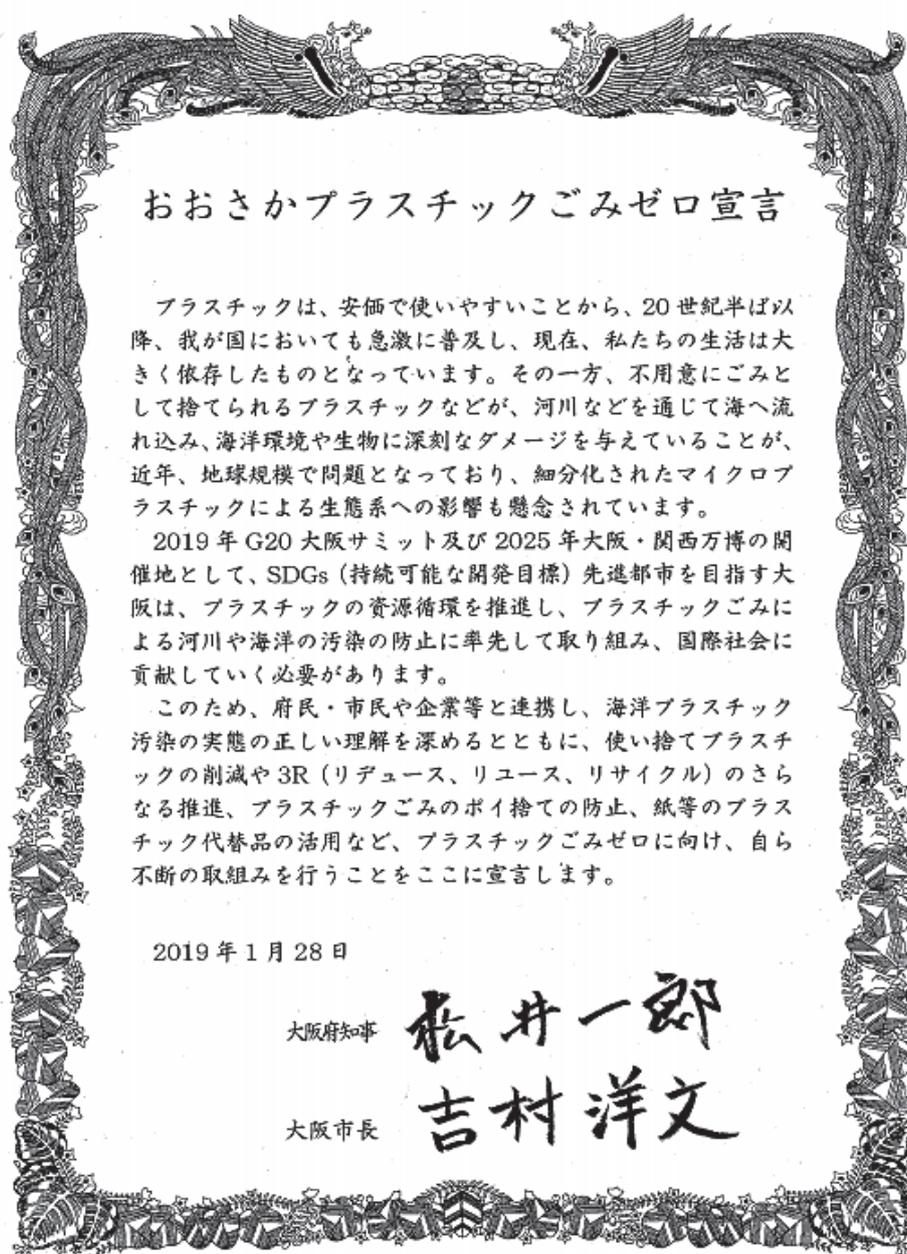
目標を設定する項目	大阪府循環型社会推進計画 (一般廃棄物)		
	平成26年度 (2014年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 目標	増減量 (増減率)
排出量：廃棄物として排出されるものの 全体量(総排出量)	318万トン	278万トン	▲40万トン (▲12.6%)
再生利用率：排出量のうち再生利用される 量の割合	13.7%	15.8%	2.1%
最終処分量：焼却等の処理を経て、最終 的に埋立処分される量	39万トン	32万トン	▲7万トン (▲17.9%)
1人1日当たりの生活系ごみ排出量： 家庭から排出される生活系ごみのうち、 集団回収量と資源ごみを除き、1人1日 当たりの排出量として表した量	461g/人・日	403g/人・日	▲58g/人・日 (▲12.6%)

出典：大阪府循環型社会推進計画より編集

(3) プラスチックごみゼロ宣言

令和元年（2019年）1月に、大阪府と大阪市は、2019年G20大阪サミット及び2025年大阪・関西万博の開催地として、SDGs先進都市をめざし、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」（図11）を共同で行いました。

大東市もこの宣言に賛同し、市民・事業者・行政が連携して「プラスチックごみゼロ」を実現するために、令和元年（2019年）6月11日に「だいたいプラスチックごみゼロ宣言」を行い（図33）、海洋プラスチックごみ問題への理解をひろめ、マイバッグ促進等の、プラスチックごみゼロへ向けた取組を進めています。



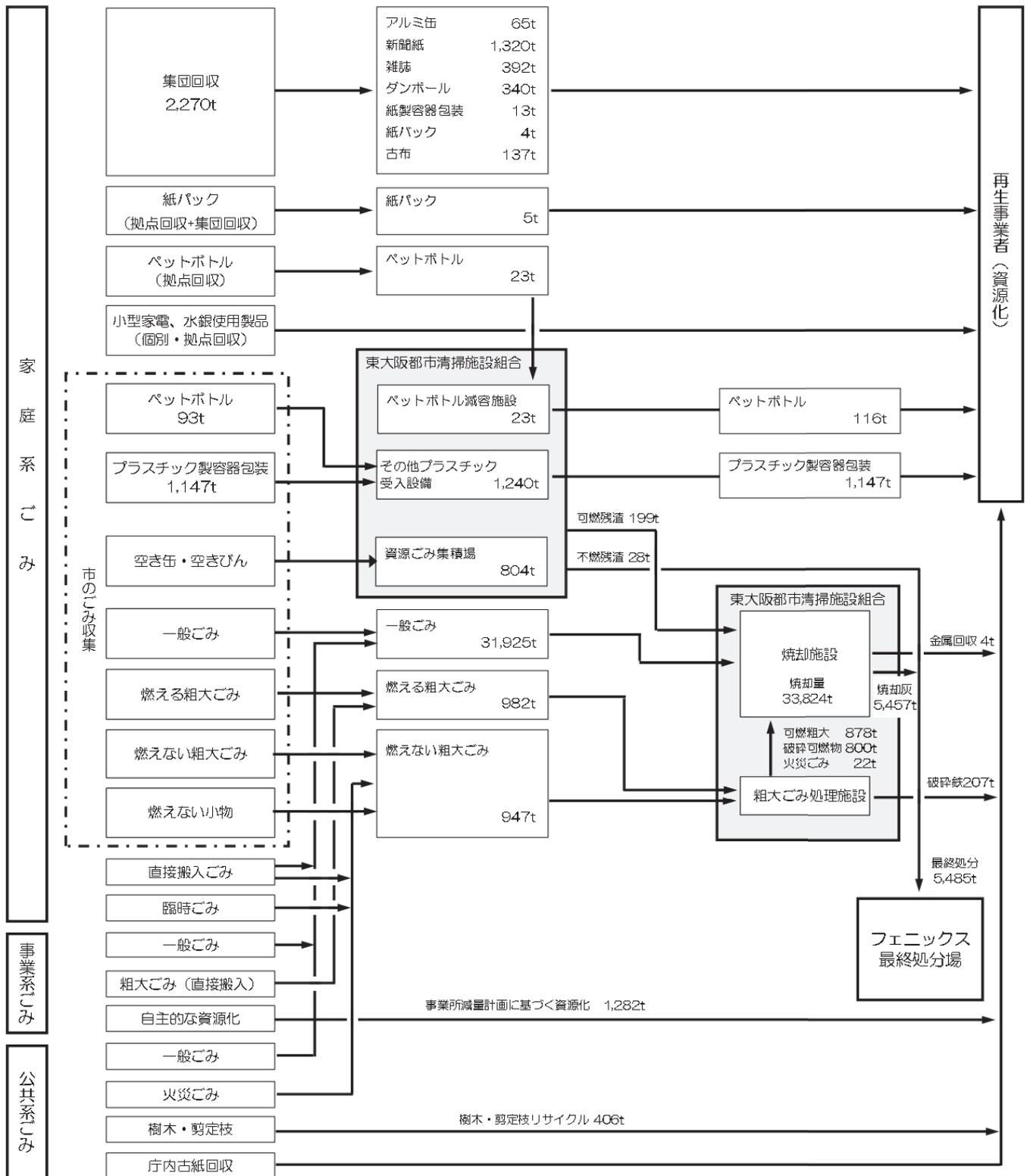
出典：大阪府ホームページ

図11 おおさかプラスチックごみゼロ宣言

第2章 ごみ処理等の現状

2-1 ごみ収集区分とごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図12に示します。



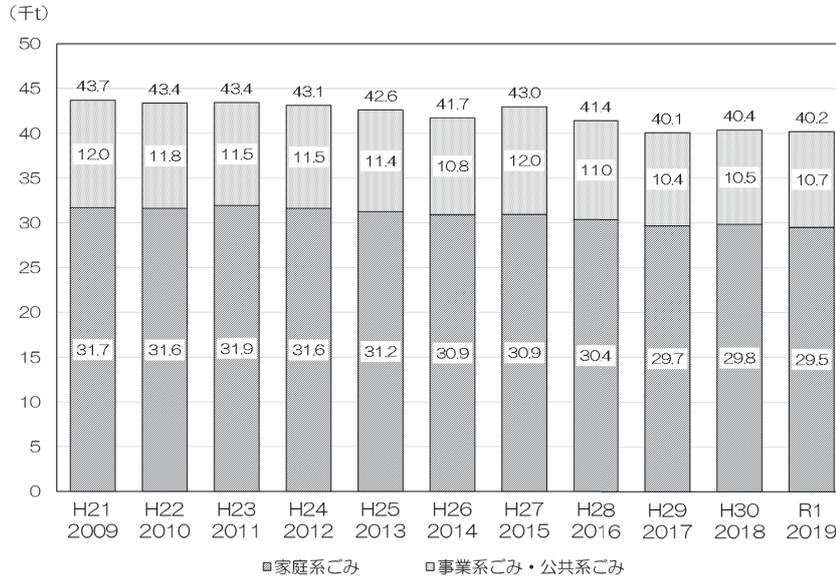
※数値は令和元年度実績。
※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

図 12 本市のごみ処理フロー

2-2 ごみ排出及びごみ処理の現状

(1) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は、図13に示すとおり、平成21年（2009年）度の約43.7千トンから徐々に減少し、平成27年（2015年）度に事業系ごみ・公共系ごみが一時的に増加するものの、令和元年（2019年）度には約40.2千トンになり、10年間で約8%減少しています。

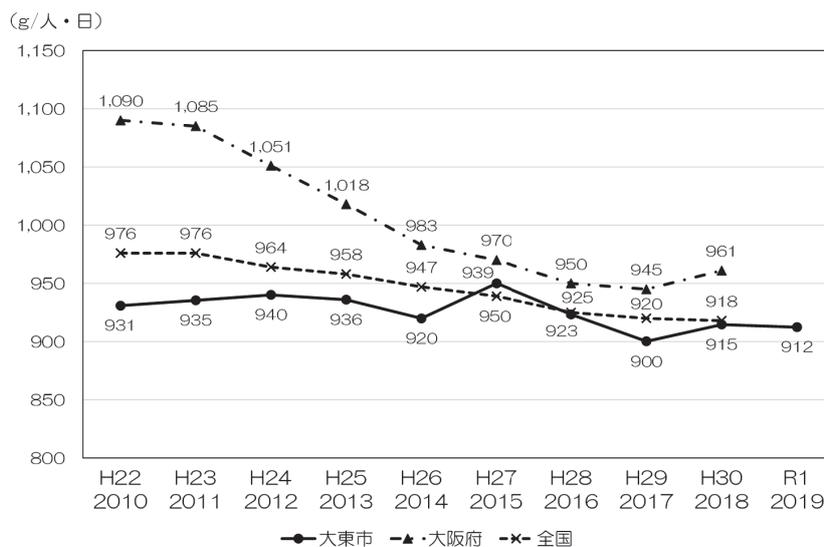


出典：大東市は大東市環境課資料

図 13 ごみ排出量の推移

(2) 1人1日あたりのごみ排出量

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、図14に示すとおり、平成27年（2015年）度に一時的に増加したものの、その後は減少に転じ、令和元年（2019年）度は912g/人・日で、全国平均及び大阪府平均より少ない水準となっています。



出典：大東市は大東市環境課資料より、全国・大阪府は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より

図 14 1人1日あたりのごみ排出量の推移

(3) ごみ排出量の種類別内訳

本市の令和元年（2019年）度の種類別ごみ排出量は、図15に示すとおり、一般ごみが最も多く31,925トン（約79%）、次いで資源ごみ2,501トン（約6%）、集団回収2,270トン（約6%）、粗大ごみが1,907トン（約5%）となっています。

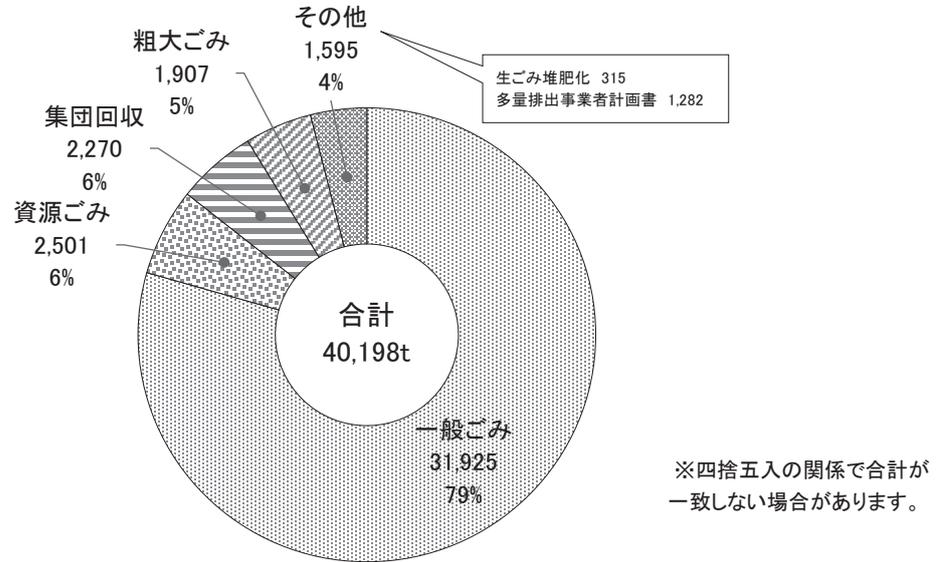
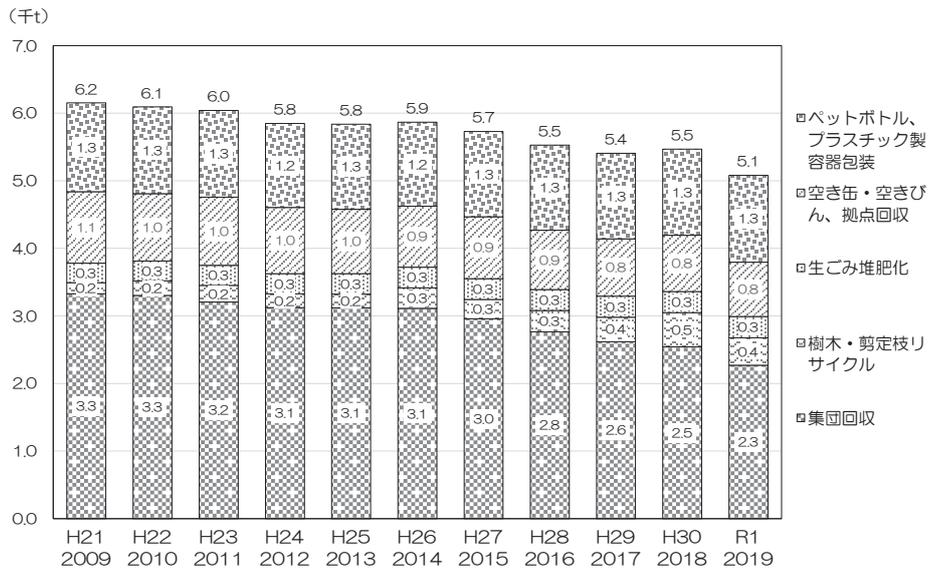


図15 ごみ排出量の種類別内訳（令和元年（2019年）度）

(4) 資源化量の推移

資源化量は、図16に示すとおり、平成21年（2009年）度の約6.2千トンから徐々に減少し、令和元年（2019年）度には約5.1千トンになり、10年間で約18%減少しています。なかでも、集団回収は同じ10年間で約30%と大幅に減少しています。



出典：大東市環境課資料

図16 資源化量の推移

2-3 ごみ質の実態

令和2年（2020年）9月に実施したごみの組成調査結果の概要を以下に示します。

(1) 家庭系ごみの成分組成

一般ごみの成分別組成を見ると、重量比では紙類が約36%、厨芥類等（流出水分を含む）が約33%、プラスチック類が約16%でした。容積比では、紙類が約42%、プラスチック類が約38%でした（図17）。

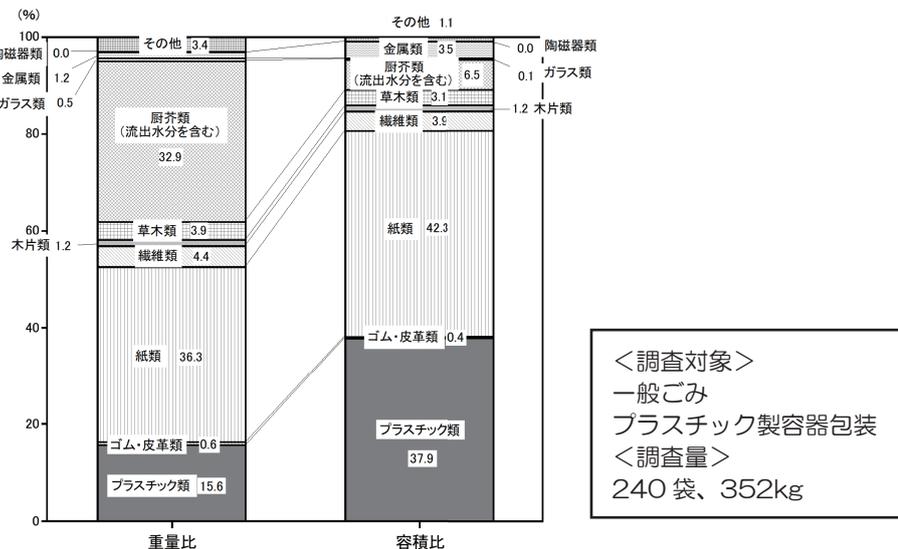


図17 家庭系一般ごみの組成別ごみ質

一般ごみ中の資源化可能物の割合は、新聞紙などの紙類が約21%、容器包装などのプラスチック類約12%など、合計で約35%（堆肥化等により資源化が可能な厨芥類等を含めれば約71%）でした（図18）。

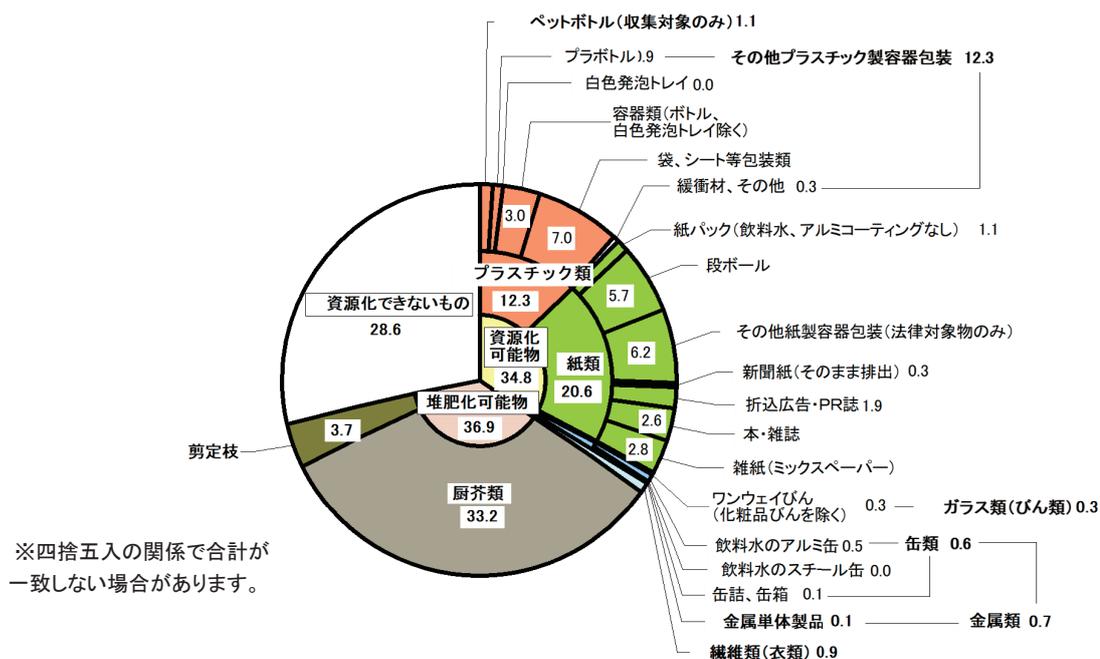


図18 家庭系一般ごみ中の資源化可能物の割合（重量比）

(2) 事業系ごみの成分組成

今回調査対象の全業種を合計したごみ組成の重量比は、「紙類」が約38%、「プラスチック類」が約23%、「厨芥類（流出水分を含む）」が約14%でした。一方、容積比では、「プラスチック類」が約50%、「紙類」が約36%でした（図19）。

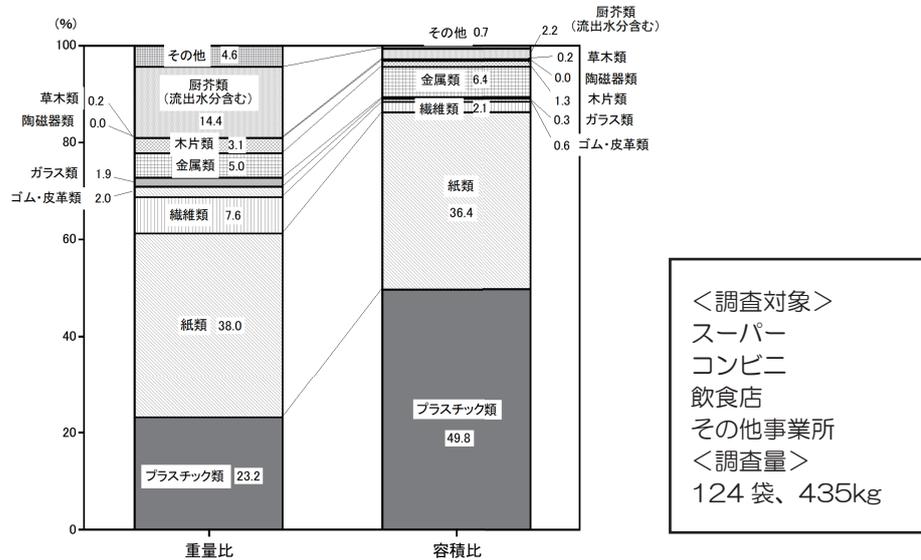


図 19 事業系一般ごみの組成別ごみ質（全業種合計）

一般ごみ中の資源化可能物の割合は、新聞紙などの紙類が約29%、容器包装などのプラスチック類約4%など、合計で約39%（堆肥化等により資源化が可能な厨芥類等を含めれば約53%）でした（図20）。

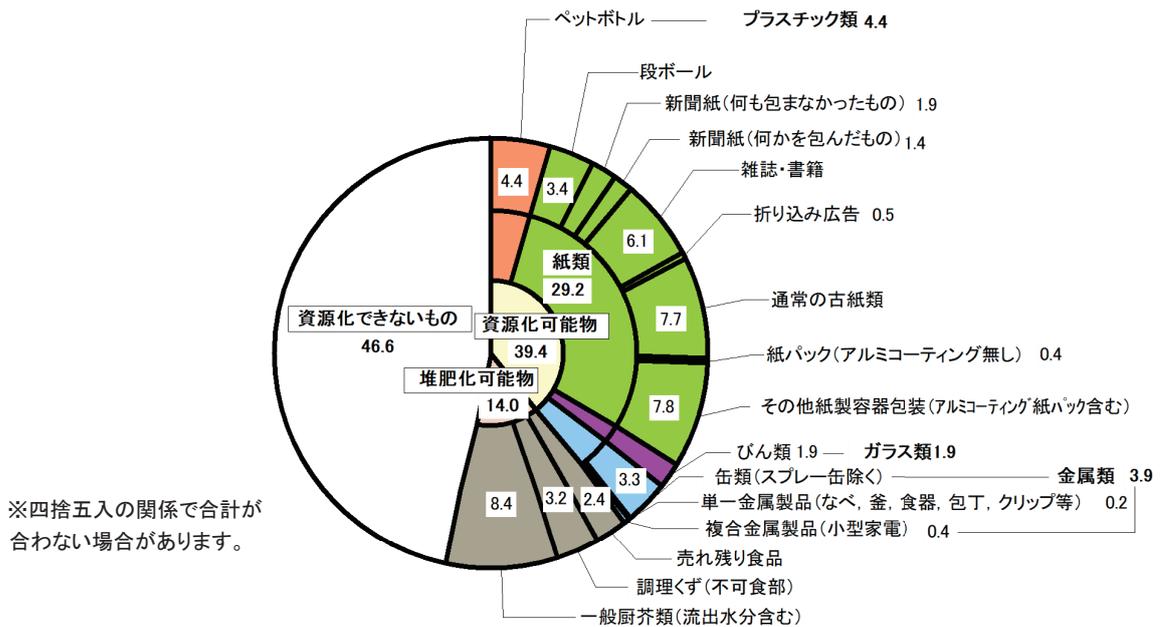


図 20 事業系一般ごみ中の資源化可能物の割合（全業種合計、重量比）

2-4 収集・運搬の現状

(1) ごみ分別区分と収集体制

本市におけるごみ分別区分と収集体制を表4に示します。

家庭から排出されるごみについて、「一般ごみ」「缶・びん」「ペットボトル・プラスチック製容器包装」「燃える粗大ごみ」「燃えない粗大ごみ」「燃えない小物」を分別収集しています。

また、「ペットボトル」「紙パック」「小型家電」「水銀使用製品」を拠点回収で収集しています。

分別収集については、基本的に戸別収集方式ですが、住宅や道路の状況により、ステーション収集を実施している地域もあります。

「一般ごみ」等の収集は、一般廃棄物収集業者3社に委託しています。またスーパー、公共施設等に設置した拠点で回収している「ペットボトル」「紙パック」についても障害者団体等3社に委託して収集、資源化しています。

事業所のごみについては、市に収集を申し込んだ事業所が排出したごみを、市から委託を受けた収集事業者が収集しています。

表4 ごみの収集区分と収集体制

分別区分		収集頻度	収集形態	収集体制
家庭系	一般ごみ	週2回	戸別収集 (一部はステーション収集)	委託 (3社・車両合計34台)
	粗大ごみ	随時		
	燃えない小物	年5回		
	缶・びん	月1回		
	ペットボトル・プラスチック製容器包装	週1回		
	ペットボトル	随時	拠点回収(19拠点)	委託(3社)
	紙パック	随時	拠点回収(15拠点)	委託(1社)
	小型家電	随時	拠点回収(6拠点)	直営
	蛍光管・乾電池等(水銀使用製品)	随時	拠点回収(6拠点)	直営
	臨時(引っ越し)ごみ	随時	戸別収集	直営
	直接搬入	随時	—	自己搬入
事業系	一般ごみ	週2回 又は 週6回	戸別収集	委託(3社)
	直接搬入	随時	—	自己搬入
公共系	公共施設のごみ	随時	—	直営・委託
	不法投棄・公園ごみ等	随時	—	所管課

(2) 収集車両・収集人員

本市の収集車両・収集人員の現状を表5に示します。委託事業者は3社で、収集車両34台
収集人員72名で対応しています。

表5 収集車両・収集人員の現状（令和2年（2020年）11月現在）

収集車両台数					収集人員
プレス パッカー2t	プレス パッカー3t	プレス パッカー3.5t	ダンプ2t	コンテナ 専用車2t	
16台	11台	4台	1台	2台	72名

(3) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は表6のとおりです。

表6 ごみ処理手数料（令和2年（2020年）9月現在）

区分	内容	手数料
家庭系ごみ	臨時（引越）ごみ	・パッカー車1台分：18,000円以下 ・2t車トラック1台分：12,000円以下 ・軽トラック1台分：6,000円以下
事業系ごみ	商店・事業所・工場などの事業活動に伴う生ごみや紙ごみなどの一般家庭から出る焼却できるごみ（一般廃棄物）	・週2回でごみ袋1個収集： 月額 1,320 円 ・週6回でごみ袋1個収集： 月額 4,560 円
犬・猫などの死体収集	飼い犬・飼い猫など（有料）や野良犬や野良猫など（無料）の小動物の死体	・市役所持ち込みまたは、自宅収集の場合：一体2,000円 ・東大阪都市清掃施設組合内に直接持ち込み：一体1,000円
焼却場（東大阪都市清掃施設組合）へごみを直接持ち込む場合	搬入できるごみは、市で収集できるごみと同等のごみ	・10kg当たり90円

2-5 中間処理の現状

本市の焼却処理は、東大阪市と共に設立した一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合の焼却工場（東大阪市水走4丁目）で実施しています（表7、図21）。

築後40年を経過し老朽化した「第三工場」に代わり、平成29年（2017年）3月に「第五工場」が竣工しました。「第三工場」が600 t /日であったのに対し、「第五工場」はごみ排出量の減少を考慮し、400 t /日に規模を縮小しています。

表7 東大阪都市清掃施設組合の設備状況

	第五工場	第四工場	粗大ごみ処理施設
処理能力	200t/24h炉×2基	300 t /24h炉× 2基	50t/5h
竣工	平成29年(2017年)3月15日	昭和56年(1981年)3月31日	平成29年(2017年)3月15日
型式	全連続ストーカ式	全連続ストーカ式	破碎選別方式 <破碎設備> 切断機、低速回転式破碎機、高速回転式破碎機 <選別設備> 磁選機、アルミ選別機、粒度選別機
炉内温度	(燃烧室出口温度) 850℃以上	800~900℃	
排ガス処理方式	乾式有害ガス除去方式 ろ過式集じん器、 触媒脱硝方式	乾式有害ガス除去方式 ろ過式集じん器 炉内尿素噴霧	
飛灰処理方式	薬剤処理	薬剤処理	
排水処理	[無機排水] 凝集沈殿+ろ過 →再利用、下水放流	[無機排水] 凝集沈殿+ろ過 →活性炭吸着→下水放流	
余熱利用	蒸気タービン発電 (15,600kW)	・場内給湯 ・蒸気タービン発電 (3,500kW)	

	ペットボトル減容施設
設備概要	集積場、ホッパー、破砕袋機、手選別コンベヤー、減容機、バール置場
処理能力	能力4.9 t /5h×1基
竣工時期	平成23年（2011年）3月

	その他プラスチック受入設備
用途	その他プラスチックの一時堆積
建築面積	896.52m ²
竣工時期	平成22年（2010年）3月

出典：東大阪都市清掃施設組合ホームページ



出典：東大阪都市清掃施設組合ホームページより加工

図21 東大阪都市清掃施設組合の施設配置

2-6 最終処分の現状

本市の焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）に搬入、埋め立て処理により最終処分が行われています。

本市の最終処分量は平成23年（2011年）度より減少傾向にあり、令和元年（2019年）度には約5.5千トン（図22）となっており、10年間で約19%減少しています。しかしながら、最終処分率を見ると、減少傾向にあるものの、全国平均や大阪府平均を上回っており（図23）、その削減が課題です。

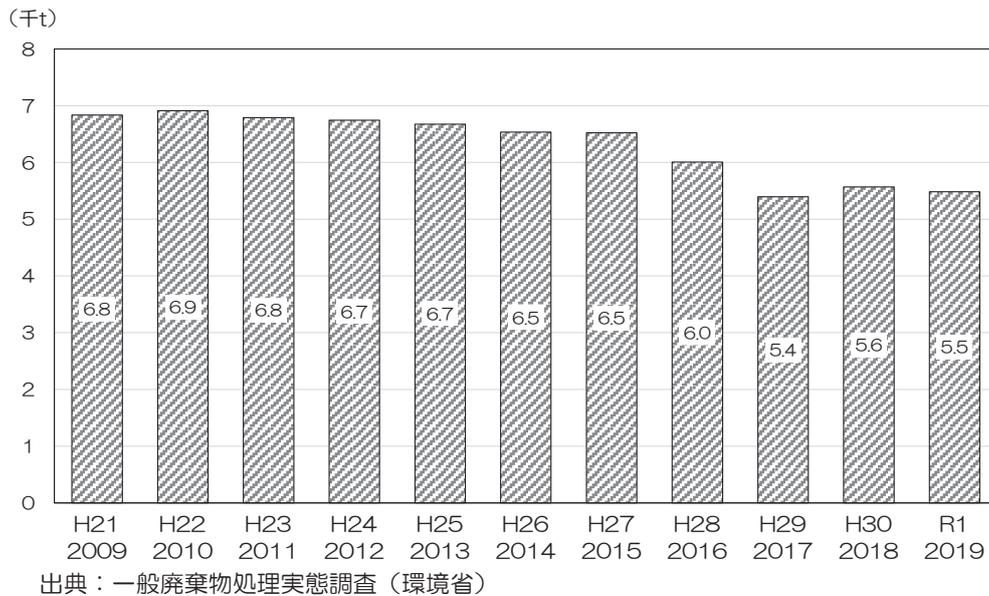


図 22 最終処分量の推移

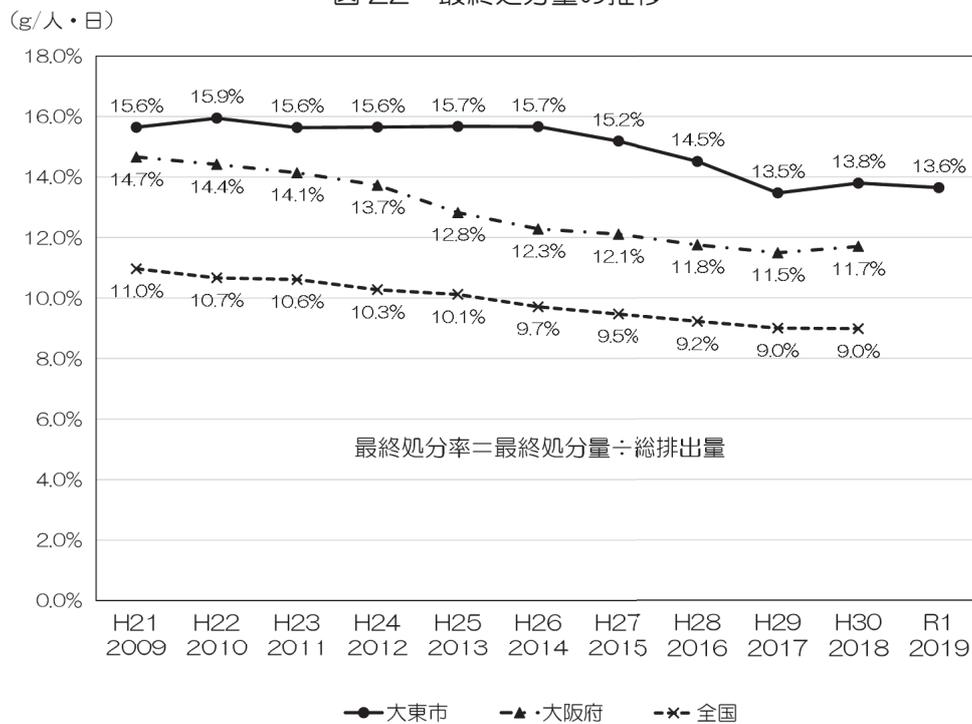
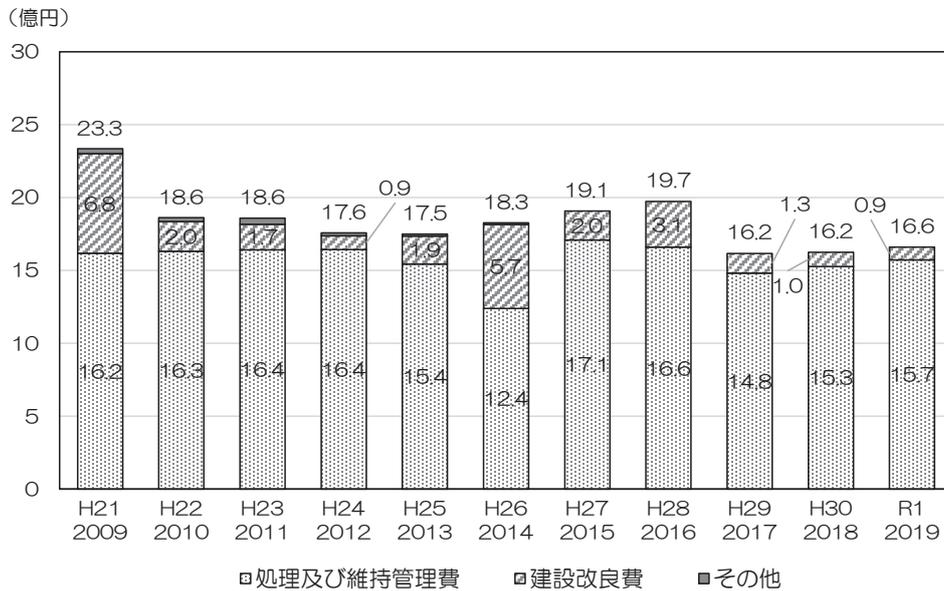


図 23 最終処分率の推移

2-7 事業費

本市の令和元年（2019年）度におけるごみ処理費用は、図24に示すとおり、約16.6億円であり、10年間で約29%減少しています。

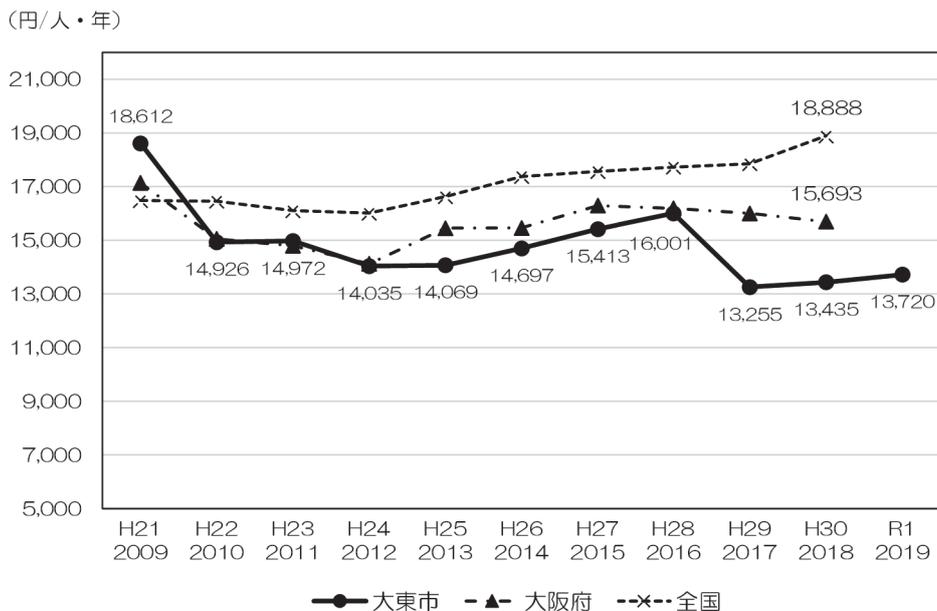


出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※「処理及び維持管理費」は人件費、委託費（収集運搬）等であり、組合分担金を含む。

図 24 ごみ処理費用の推移

市民1人あたりのごみ処理費用は、図25に示すとおり、一時的に増加傾向を示しましたが、令和元年（2019年）度は13,720円となっており、10年間で約26%減少し、全国平均や大阪府平均より低い値となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※ごみ処理費用＝建設改良＋処理及び維持管理費＋その他

図 25 市民1人あたりのごみ処理費用の推移

2-8 ごみ減量・リサイクルの取組と現状

ごみ減量のための本市の事業体系は図26のとおりです。

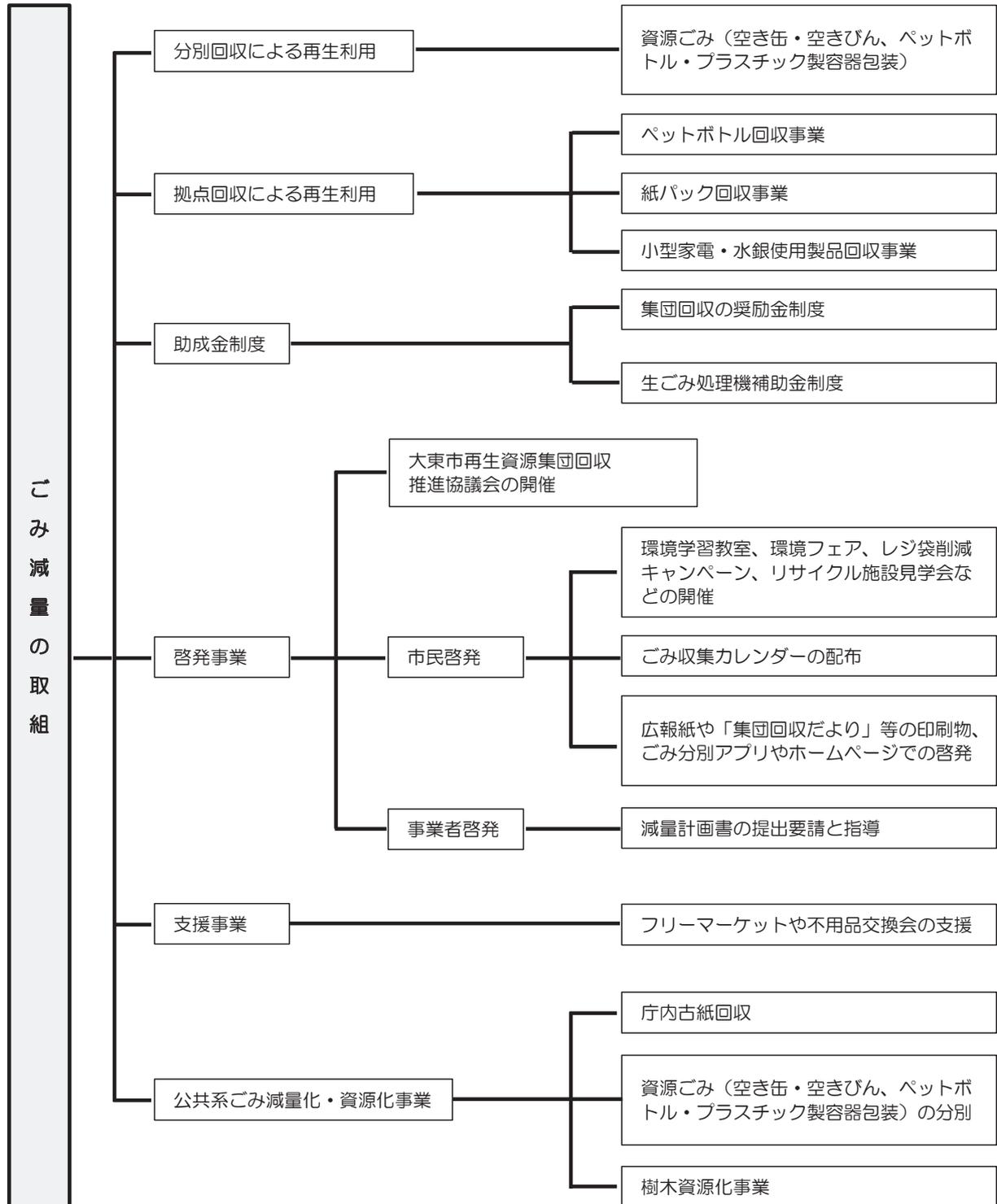


図 26 ごみ減量の取組の事業体系

2-9 他都市との比較

(1) ごみ排出量

1人1日あたりの排出量を大阪府域43市町村で比較すると、本市は少ない方から家庭系ごみは32番目、事業系ごみは20番目、全体では22番目であり、ごみ排出量の順位は中間に位置しています(表8)。

表8 大阪府域市町村別のごみ排出量原単位(平成30年(2018年)度)

市町村名	家庭系ごみ(集団回収含む)			事業系ごみ			ごみ総量		
	(t/年)	1人1日あたりの排出量 (g/人・日)	順番 (少ない順)	(t/年)	1人1日あたりの排出量 (g/人・日)	順番 (少ない順)	(t/年)	1人1日あたりの排出量 (g/人・日)	順番 (少ない順)
大阪市	462,017	467	1	572,954	579	42	1,034,971	1,046	37
堺市	197,479	646	27	95,980	314	30	293,459	959	29
岸和田市	41,244	578	11	33,465	469	40	74,709	1,046	38
豊中市	80,346	542	4	42,942	290	27	123,288	832	10
池田市	22,898	606	20	9,374	248	22	32,272	853	12
吹田市	80,260	591	14	36,359	268	24	116,619	859	14
泉大津市	15,668	573	9	10,593	387	34	26,261	960	30
高槻市	82,352	639	25	35,898	279	26	118,250	918	23
貝塚市	21,191	667	31	16,263	512	41	37,454	1,179	42
守口市	26,737	510	3	16,301	311	29	43,038	821	8
枚方市	88,657	603	19	32,412	220	17	121,069	823	9
茨木市	56,757	551	5	46,032	447	39	102,789	998	33
八尾市	58,098	596	16	21,501	221	18	79,599	816	7
泉佐野市	17,434	474	2	32,918	896	43	50,352	1,370	43
富田林市	34,609	849	42	4,516	111	4	39,125	960	31
寝屋川市	55,932	655	29	17,743	208	16	73,675	863	15
河内長野市	26,950	696	33	6,502	168	9	33,452	863	16
松原市	26,742	608	21	8,084	184	11	34,826	792	4
大東市	29,837	676	32	10,533	239	20	40,369	915	22
和泉市	39,092	576	10	18,849	278	25	57,941	854	13
箕面市	30,112	597	17	16,575	329	31	46,687	926	24
柏原市	17,779	700	35	5,179	204	14	22,958	904	21
羽曳野市	30,109	739	37	7,694	189	12	37,803	928	25
門真市	26,229	585	13	19,349	432	36	45,578	1,017	34
摂津市	18,266	584	12	13,804	441	38	32,070	1,025	36
高石市	11,796	560	6	5,166	245	21	16,962	805	5
藤井寺市	16,592	700	34	8,968	378	33	25,560	1,078	40
東大阪市	114,910	643	26	77,803	435	37	192,713	1,079	41
泉南市	13,476	593	15	9,701	427	35	23,177	1,019	35
四條畷市	12,425	610	22	4,035	198	13	16,460	808	6
交野市	16,200	570	8	3,870	136	7	20,070	706	1
大阪狭山市	15,207	712	36	3,592	168	10	18,799	881	18
阪南市	12,627	632	23	4,971	249	23	17,598	881	19
島本町	7,213	646	28	938	84	3	8,151	730	2
豊能町	5,349	742	38	926	129	5	6,275	871	17
能勢町	2,081	560	7	1,274	343	32	3,355	903	20
忠岡町	4,968	794	39	840	134	6	5,808	928	26
熊取町	9,623	601	18	3,715	232	19	13,338	834	11
田尻町	2,014	635	24	934	295	28	2,948	930	27
御町	4,882	842	41	1,192	206	15	6,074	1,047	39
太子町	3,216	655	30	372	76	2	3,588	731	3
河南町	4,786	838	40	830	145	8	5,616	983	32
千早赤阪村	1,714	889	43	119	62	1	1,833	950	28
大阪府合計	1,842,754	571	—	1,259,390	390	—	3,102,144	961	—

出典: 大東市資料及び一般廃棄物処理実態調査(環境省)

(2) 資源化率と最終処分率

大阪府域43市町村における本市の位置は、資源化率は多い方から32番目、最終処分率は少ない方から36番目であり、いずれも下位に位置しています。資源化率の高い市町村が、最終処分率が少ない傾向になっています（表9）。

表9 大阪府域市町村別の資源化率と最終処分率（平成30（2018年）年度）

市町村名	人口 (人)	資源化率			1人1日あたりの資源化量(g/人・日)			最終処分率		可燃ごみの 有料化 実施年度
		(%)	順番 (多い順)	全体	集団回収	分別収集等	(%)	順番 (少ない順)		
大阪市	2,711,900	9.8	36	102	42	60	13.82	37		
堺市	838,095	18.5	8	178	70	107	8.08	6		
岸和田市	195,639	12.4	31	131	73	58	11.80	27	H14.7	
豊中市	406,076	14.8	23	123	37	86	10.95	16		
池田市	103,607	11.4	34	97	36	61	14.38	41	H18.4	
吹田市	371,753	14.9	21	128	60	68	6.70	4		
泉大津市	74,953	17.4	10	167	82	84	10.63	13	H22.12	
高槻市	352,849	12.8	29	118	76	41	10.65	14		
貝塚市	87,054	10.8	35	128	62	66	11.87	28	H16.4	
守口市	143,621	100.0	1	157	63	94	0.00	1		
枚方市	403,063	19.9	6	163	99	65	8.34	7		
茨木市	282,194	23.2	3	232	82	150	6.05	2	灰溶融実施	
八尾市	267,103	14.8	22	121	81	40	13.33	35		
泉佐野市	100,694	7.4	43	101	17	84	12.56	32	H18.4	
富田林市	111,628	14.9	20	143	84	59	11.62	23	H8.2	
寝屋川市	233,897	21.1	5	182	69	114	13.06	34		
河内長野市	106,143	21.4	4	185	92	93	10.80	15	H8.2	
松原市	120,410	16.7	14	133	58	74	12.32	30		
大東市	120,920	12.2	32	111	65	47	13.80	36		
和泉市	185,983	13.2	27	113	72	41	10.96	17	H27.10	
箕面市	138,093	12.8	28	121	72	50	9.81	10	H15.10	
柏原市	69,609	9.7	37	87	46	41	13.93	38		
羽曳野市	111,631	9.3	39	87	56	31	14.32	40		
門真市	122,787	12.0	33	122	48	75	14.23	39		
摂津市	85,736	12.7	30	131	73	58	9.54	9		
高石市	57,747	17.2	12	138	92	47	10.62	12	H25.4	
藤井寺市	64,968	8.8	41	94	62	32	14.44	42		
東大阪市	489,462	9.7	38	104	60	44	14.90	43		
泉南市	62,293	13.9	26	141	36	105	12.72	33	H20.4	
四條畷市	55,836	14.5	24	121	74	48	11.74	26		
交野市	77,864	15.2	18	110	41	69	11.32	19		
大阪狭山市	58,478	15.2	19	134	96	38	11.45	21	H8.2	
阪南市	54,726	17.7	9	156	55	101	12.51	31	H20.4	
島本町	30,607	16.7	15	122	62	60	10.33	11		
豊能町	19,740	28.6	2	249	91	158	6.22	3		
能勢町	10,181	17.3	11	156	48	108	7.30	5	H15.10	
忠岡町	17,144	17.1	13	158	87	71	11.88	29	H20.10	
熊取町	43,836	14.4	25	120	40	80	11.67	25	H21.4	
田尻町	8,688	8.9	40	85	15	69	11.36	20	H22.2	
岬町	15,890	7.8	42	65	10	55	9.25	8		
太子町	13,446	15.6	17	114	53	60	11.65	24	H8.2	
河南町	15,647	15.7	16	154	98	57	11.54	22	H8.2	
千早赤阪村	5,285	19.1	7	181	114	68	11.18	18	H8.2	
大阪府合計	8,847,276	13.4	—	128	58	69	11.70	—	—	

出典：大東市資料及び一般廃棄物処理実態調査（環境省）

2-10 アンケート調査結果の概要

市民に対して、日頃のごみ減量化の取組への参加状況、ごみの減量に関する意見等を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査結果の概要を以下に示します。

実施時期 令和2年（2020年）7月

発送票数 1,500票 住民基本台帳から市内在住者を、無作為に抽出

回収票数 712票 回収率 47.5%

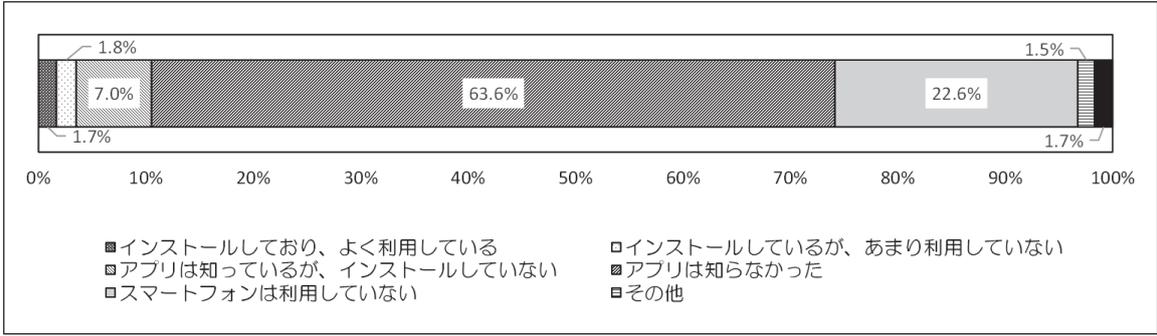
問6 日常生活において、ごみ減量などの取組をどの程度実践されていますか。

ごみの排出にあたり、80%以上の方が分別ルールを守っていますが、買い物袋（マイバック）の持参や生ごみの堆肥化は実践している方が少なく、なお一層の啓発活動が必要です。



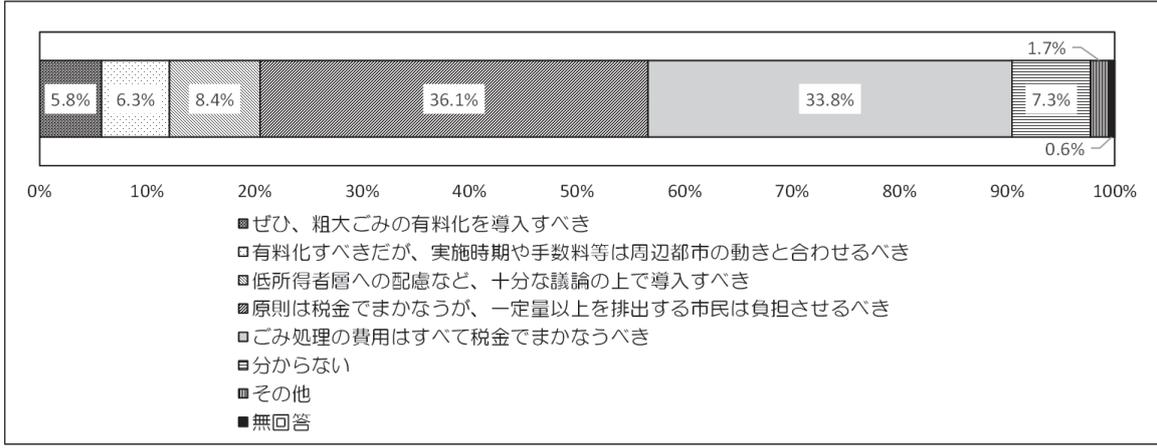
問4 スマートフォン向けの「ごみ分別アプリ」についてお聞きします。

「ごみ分別アプリ」をインストールしている方は約 3.5%であり、「アプリを知らなかった」と回答の方が約 63.6%もあり、普及のための広報活動が必要です。



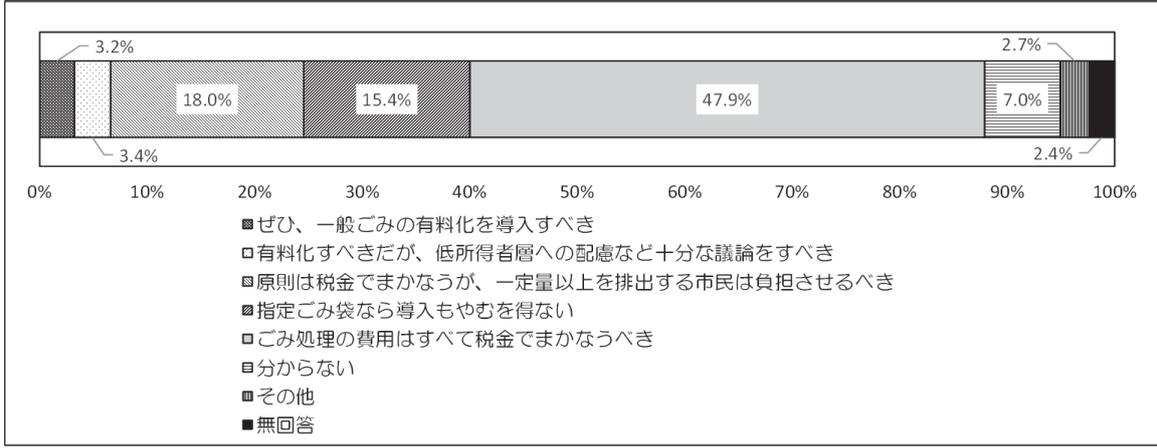
問19 「粗大ごみ」の収集・処理に関して、有料化について、どうお考えですか。

粗大ごみの有料化に賛成が約 57%（条件付きも含めて）、反対が約 34%でした。



問20 ごみ処理費用の一部を含んだ価格の指定ごみ袋を、小売店で購入して排出する「ごみ有料化」について、どうお考えですか。

ごみの有料化に賛成が約 40%（条件付きも含めて）、反対が約 48%でした。



第3章 第4期計画の総括

3-1 第4期計画の成果

基本方向1 三者協働で循環型社会の構築を進める基盤づくり

三者協働の組織づくりは未完ですが、みどり会等の既存の市民団体の活動が広がっています。環境教育・学習も予定どおり実施しており、全体としてほぼ満足できる成果が上がっています。

基本方向2 ごみを発生させない意識と行動の浸透

市民に対する啓発活動はほぼ予定通り実施しましたが、ごみ有料化の検討や事業者のごみ発生抑制の取組はやや課題を残しました。

基本方向3 循環を実現するための仕組みづくり

資源ごみや有害・危険ごみの拠点回収はほぼ予定どおりに実施し、循環型社会の基盤が整備されました。一方、事業者における再生利用の取組は十分な成果には至りませんでした。

基本方向4 適正で安全・安心なごみ処理システムの構築

東大阪都市清掃施設組合の第五工場が平成29年（2017年）3月に稼働するなど、中間処理施設の取組は予定どおりの成果を上げましたが、リサイクルセンター整備は未達に終わりました。

第4期計画の基本施策の進捗を表10に示します。

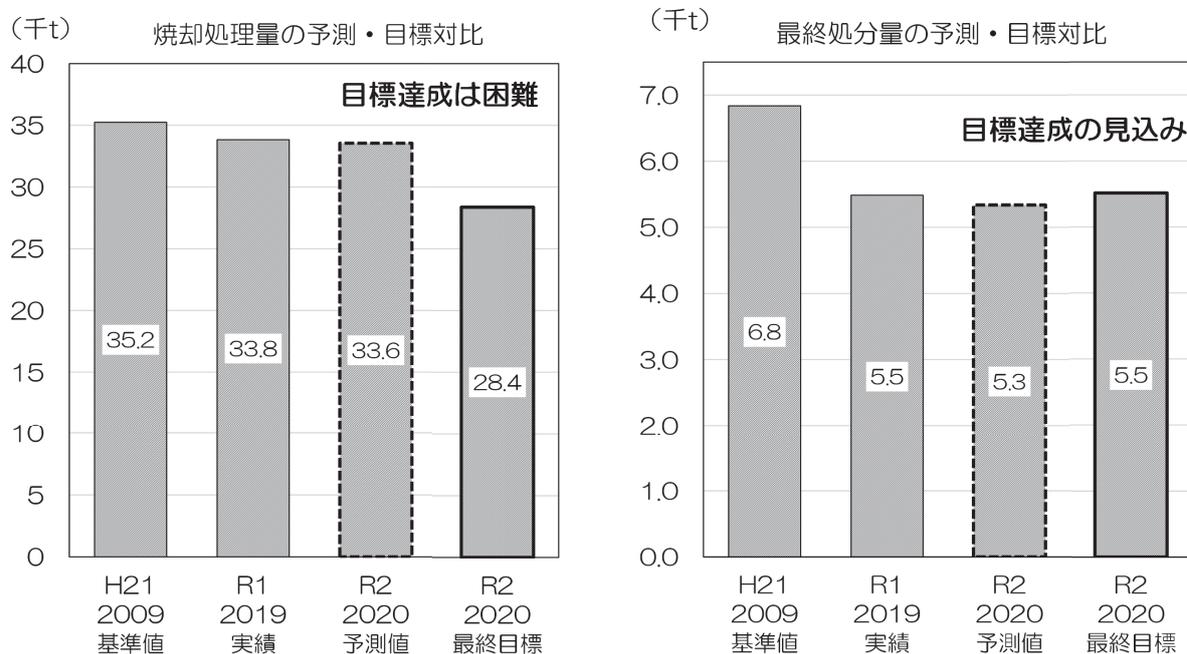
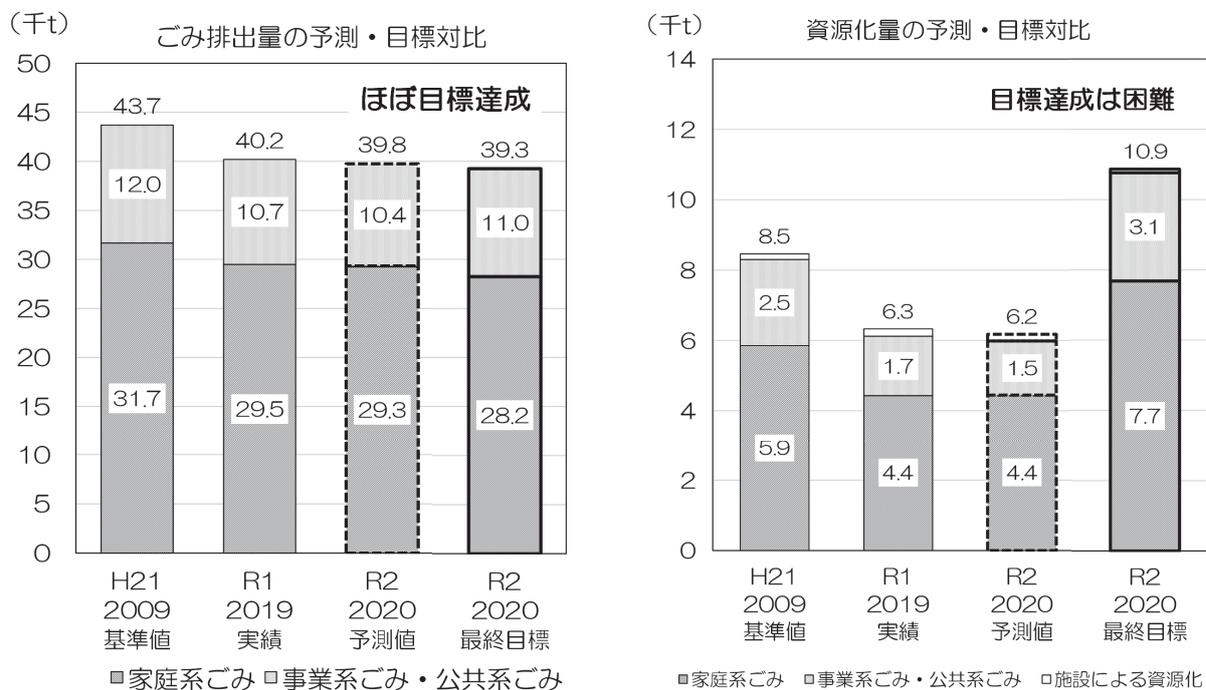
表10 第4期計画の基本施策進捗

基本方向・基本施策		評価	実施事項
I. 三者協働で循環型社会の構築を進める基盤づくり			
(1) 協働で循環型社会を構築するための組織づくり	①市民・事業者・行政の三者協働の組織づくり	△	組織未設立だが、みどり会などの個々の取組は広がりつつある。
	②ごみ減量に取り組む市民活動グループや地域団体への支援の充実	○	みどり会ごみ減量Gによる段ボールコンポストの普及啓発等
(2) 環境教育・環境学習の充実	①学校でのごみ教育の充実	○	小・中学校への出前講座を実施している。
	②「もったいない」気持ちを育むための学習・啓発事業の充実	○	スタディツアーを実施し、環境フェアでフリーマーケットを開催。
II. ごみを発生させない意識と行動の浸透			
(1) 市民のごみ発生抑制の取組の推進	①ごみ減量に関する双方向での情報交換の推進	○	広報誌、ごみ分別アプリ、本市ホームページでの啓発を実施。
	②ごみを生み出さない暮らしの支援	○	フリーマーケットの開催、生ごみ処理機の購入補助、段ボールコンポストの普及啓発を実施。
	③消費者がごみを出さないための事業活動の推進	△	レジ袋削減キャンペーンを実施。エコ商品のPR等未実施。
	④粗大ごみの有料化の検討	△	小型家電リサイクルをH29年度から実施できたので、本格的に検討していく。
	⑤発生抑制のための一般ごみ有料化の検討	△	粗大ごみ有料化を実施後に、調査・研究する。

基本方向・基本施策		評価	実施事項
(2) 事業者のごみ発生抑制の取組の推進	①事業活動の中でのごみを増やさない取組の定着	△	多量排出事業者は、毎年減量計画を定めて取組を進めている。
	②事業者に対するごみ減量指導の強化	△	多量排出事業者は、毎年減量計画書を提出し、市は必要に応じて指導。
	③事業者のごみ減量を進めるための仕組みの導入	×	新たな仕組みを検討する。有料指定袋制は未実施。
	④市役所での率先したごみ減量やグリーン購入の実践	○	全庁的にグリーン購入対象商品の購入に取り組んでいる。
Ⅲ. 循環を実現するための仕組みづくり			
(1) 家庭ごみの再生利用の取組の推進	①集団回収の活性化、全市での集団回収の実施	△	ごみ収集カレンダーで啓発しているが、未実施地域の団体に啓発する。
	②分別収集の見直し	△	見直し方法を検討する。
	③資源の拠点回収等の充実	○	ペットボトルや紙パックに加え、水銀使用廃製品や小型家電リサイクルを開始した。
(2) 事業者の再生利用の取組の推進	①事業所で発生する古紙の資源化の促進	△	地域でのネットワークづくりを進める。
	②事業所で発生する缶・びんの分別排出の促進	△	事業所に啓発を行う。
	③公共施設の資源回収の徹底	○	回収ボックスによる拠点回収を継続実施する。
(3) 拡大生産者責任に基づく有害・危険ごみや資源の回収の推進	①蛍光管・乾電池等の有害・危険ごみの販売店による回収・資源化	○	H30年度から拠点回収を開始。販売店等での環境負荷を低減できるものは、回収方法を検討。
	②資源等の店頭回収の継続	○	店頭でのペットボトル・紙パックの拠点回収を継続実施する。
Ⅳ. 適正で安全・安心なごみ処理システムの構築			
(1) 資源化と適正処理のための収集・運搬体制の確立	①地域住民によるごみ分別と適正排出の徹底	×	廃棄物減量等推進員制度は未実施。
	②分別排出ルールの周知徹底	○	本市ホームページ、自治会、出前講座などでの啓発を継続実施する。
	③家庭ごみの資源化と適正処理の拡大に対応した分別収集の実施	△	家庭ごみの分別収集を啓発する。
	④事業所ごみの資源化と適正処理の推進	△	事業所のリサイクルを推進し、ごみの減量化を啓発する。
(2) 適正な中間処理の推進	①既存ごみ処理施設の適正な運転・管理	○	東大阪都市清掃施設組合と連携して行う。
	②ごみ処理施設における資源化の推進	○	東大阪都市清掃施設組合によりごみから出た資源物の再資源化を行う。
	③ごみ処理施設の計画的な更新	○	H29.3に第五工場が竣工。今後、第三工場の解体及び第六工場の建設を進める。
	④リサイクルセンターの整備	×	センター未設立
(3) 最終処分場の延命化及び新規確保		○	大阪湾フェニックスセンターを通じて、継続的・安定的な処分場を確保し、国・府にも継続して要望する。
(4) 市で収集できない廃棄物などへの対応		○	ごみ収集カレンダーや本市ホームページで啓発し、収集時には啓発シールを張る。
(5) 散乱ごみ・不法投棄対策の強化		△	啓発看板の設置や市民から情報収集し、警察との連携も視野に入れる。

3-2 数値目標の進捗状況

数値目標の進捗状況は図 27 のとおりです。ごみ排出量と最終処分量は目標達成の見込みですが、資源化量と焼却処理量は目標達成が困難です。



注 1) 焼却処理量と最終処分量は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より、その他は大東市資料より。

注 2) 令和 2 年（2020 年）度の予測は、平成 21 年（2009 年）度から令和元年度の実績トレンドをもとに推計した。

図 27 数値目標の進捗状況

3-3 課題の整理

第4期計画の総括を踏まえて、本市におけるごみ処理の課題を抽出・整理した結果は以下のとおりです。

課題1 ごみの排出抑制

ごみ排出量は順調に削減が続き、令和2年（2020年）度の目標はほぼ達成する見込みですが、家庭系ごみは目標の28.2千トンに対して、見込は約29.3千トンであり、目標を若干上回る見通しです。家庭系ごみの1人1日あたりの排出量は、平成30年（2018年）度の大阪府の43市町村のうちで、本市は少ない方から22番目であり（表8）、まだ削減の余地は大きいといえます。今後も市民に対して、ごみ排出削減の啓発活動を続けることが必要です。

課題2 ごみの再資源化

資源化量は目標を大きく下回る見通しです。平成21年（2009年）度から平成30年（2018年）度の10年間で、集団回収量が約24%減少（図16）していることが大きな要因です。背景には、集団回収を担う人材が減少していることなどが考えられ、対応策は容易ではありませんが、他自治体の事例も参考にしながら、これまでにない新たな取組を工夫する必要があります。

課題3 分別の徹底

ごみ排出量のうち約79%を一般ごみが占めています（図15）。一般ごみのうち、重量比で、紙類が約36%、プラスチック類が約16%を占めており、この中には資源化可能物が35%程度含まれていると考えられます（図18）。

そのため、排出段階における資源とごみの分別徹底を推進し、資源化率の向上及び最終処分量の削減を進める必要があります。

課題4 事業系ごみ対策

事業系ごみは、過去10年間でおよそ13%減量しましたが、近年は、微増傾向になっており、ますますの発生抑制・再資源化の促進が課題です（図13）。

また、事業系ごみは排出者責任で処理・再資源化することが原則です。そこで、今後も、処理手数料の適正化を含む取組を検討していく必要があります。

課題5 最終処分量の削減

本市の最終処分率は、平成30年（2018年）度は約13.8%であり、府域43市町村のうち少ない方から36番目となっています（表9）。本市の最終処分場である大阪湾フェニックスセンターは、令和14年（2032年）度までは最終処分場での受け入れが決定*2していますが、それ以降の受け入れは未定であり、長期的な観点から、最終処分量の削減が必要です。

*2 「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画」（平成30年（2018年）3月、大阪湾広域臨海環境整備センター）において、埋立期間が「平成元年度から約44か年」とされています。

課題6 ごみ処理の有料化検討

国の方針では、ごみ減量に努力し、ごみ減量に寄与する人に報いて公平な費用負担やごみ減量の促進のための手法として、有料化を推奨しています。今回のアンケート調査では、粗大ごみについては約57%、一般ごみについては約40%の方が有料化に賛成していましたが、税金でまかなうべきという意見が各々40%前後見られました。また、府域43市町村中、粗大ごみは31市町村、一般ごみは20市町村で有料化を導入しています。(平成31(2019年)年3月現在、臨時ごみの有料化は除く。)

そこで、ごみ処理有料化の実施について検討を進める必要があります。なお、有料化を進める際には、有料化の意義等を啓発し、十分な議論を行い市民の理解を求める必要があります。

事業系ごみの収集費用及び処理費用については、すでに有料化されていますが、現状は収集・処理及び関連コストをカバーできていません。今後、さらに事業者のごみ処理責任を明確にし、ごみ減量が進むように収集手数料等の徴収方法、費用負担のあり方を検討する必要があります。

課題7 高齢者及び障害者向け収集体制の整備

全国各地で、ごみ出しが困難な高齢者や障害者向けに、ごみ出しのサービスが行われています。直営だけでなく、委託収集の都市でも同様の取組がされています。本市も今後、高齢化がますます進むことを念頭に、こうしたサービスの実施を関係課と調整して検討する必要があります。

課題8 食品ロスの削減

多量の食品ロスの発生が、国内外で大きな課題となっています。令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が施行されるなど、さらに食品ロス削減に取り組むことが求められています。

今回のごみ組成調査では、家庭系一般ごみに占める食品ロスの割合は約12%であり、国が目標としている2030年度半減目標(2000年度比)に向け、対応を強化する必要があります。

課題9 プラスチックごみの削減

本市ではこれまで、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに積極的に取り組んできましたが、近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染や生態系への影響が地球規模の問題となってきています。本市では、この問題に取り組むため、令和元年(2019年)6月に「だいたいとうプラスチックごみゼロ宣言」(図33)を行いました。これを受け、市民・事業者・行政が連携してプラスチックごみゼロを実現するための取組を行うことが重要課題です。

課題10 新型コロナウイルスの脅威

2019年12月以降、世界各地で新型コロナウイルスによる感染症(COVID-19)が確認され、2020年3月には世界保健機関(WHO)がパンデミックを宣言するに至りました。

日本では令和2年(2020年)1月に初めて感染者が確認された後、感染者数が増加し、令和2年(2020年)4月から5月にかけて全国に緊急事態宣言が発せられる等、社会・経済に大きな影響を及ぼしました。その後も感染者数が増えており、多大な影響が続いています。

今後も、こうした感染症の流行等に備え、市の事業実施等においても、新たな生活様式の定着や緊急事態に備えた対応が必要です。

第4章 将来予測

4-1 人口の将来推計

本市の将来人口の推計値は表 11 のとおりです。本市の人口は、平成 10 年（1998 年）をピークに減少を続けています。

本計画では、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計を将来予測として採用することとします。

表 11 人口の将来予測

項目	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
社人研推計	118,351	112,261	105,528	98,657	91,992	85,693

4-2 ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測（トレンド予測^{*3}）を図28に示します。前項の人口推計値と、ごみ排出量の原単位のトレンド予測から推計しています。

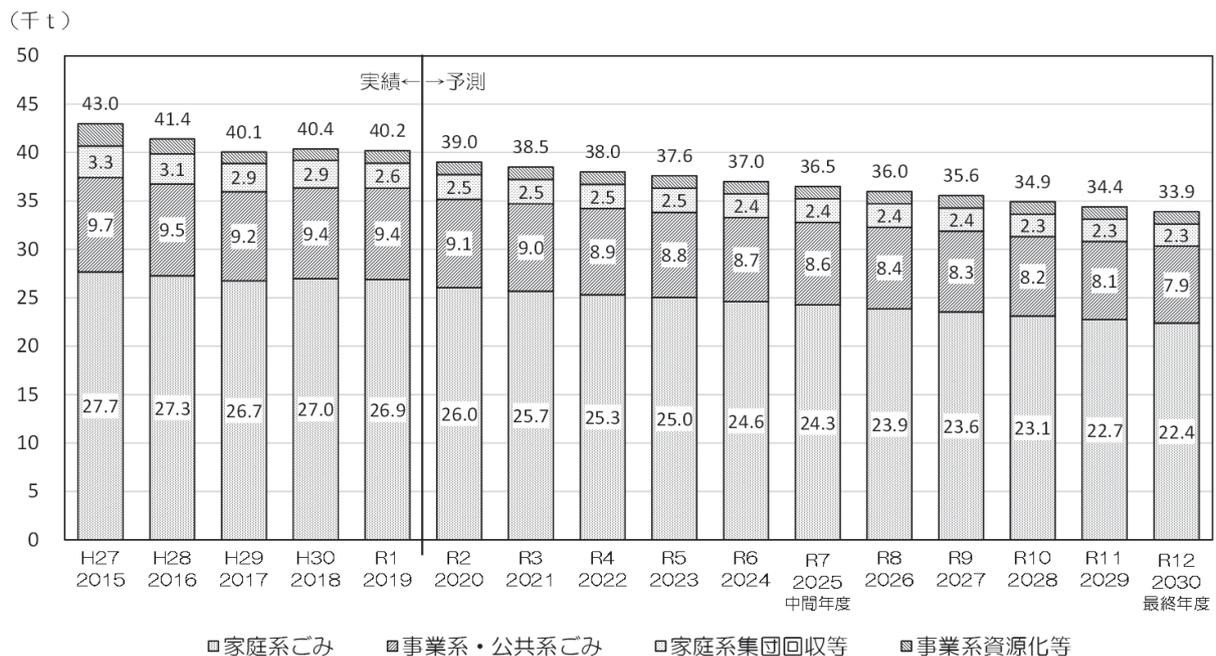


図 28 ごみ排出量の将来予測（トレンド予測）

*3 トレンジ予測とは過去の実績系列から重回帰分析で将来を予測する統計的手法です。

第5章 基本理念と基本方針

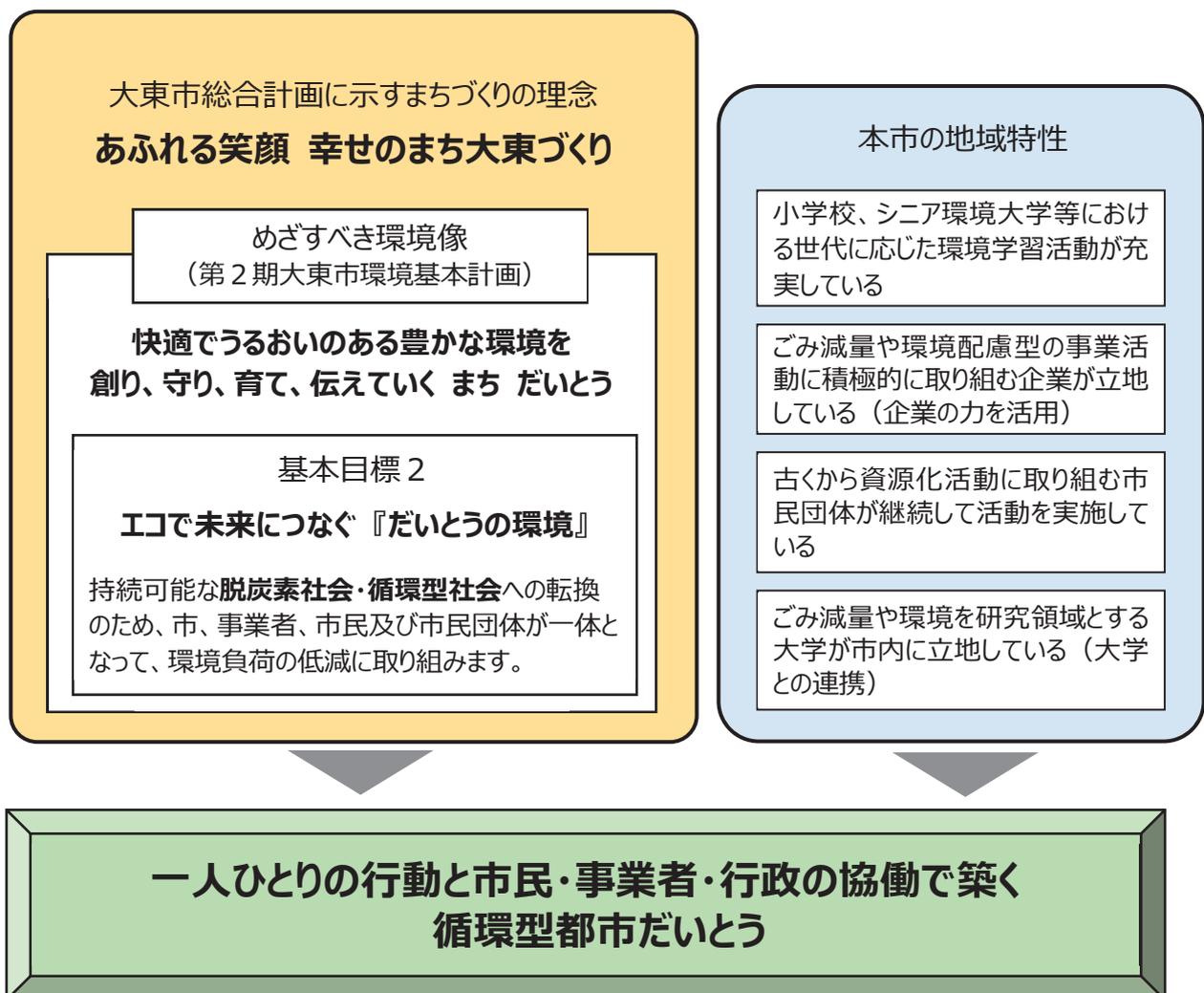
5-1 基本理念

循環型社会を形成する「循環型都市」は、資源の使いすぎやごみ処理に伴う環境への負荷が抑えられ、我々の生活を脅かすことなく、将来にわたって豊かな生活の質を保つ都市です。そのため、ごみの発生を可能な限り抑制し（リデュース）、再使用できるものは再使用し（リユース）、再生利用できる資源は再生利用する（リサイクル）とともに、やむを得ずごみとして排出しなければならないものは適正な処理を行います。

本市はこれまで、分別収集の拡大など循環型都市の構築に向けた取組を進めてきており、その結果、ごみ量は減少傾向にあります。しかし、循環型都市となるためには、これまで以上に、ごみの発生抑制や、再使用、再生利用を徹底することが必要です。

さらに、近年は食品ロスや海洋プラスチック（マイクロプラスチック）問題などの新たなごみに関する課題が出てきており、それらへの対応も急務です。さらに、全ての国を対象に2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であるSDGsの達成など、より多様な課題の解決や目標達成に向けた対応が求められています。

こうした課題の解決に向けて、これまでと同様に「もったいない」という言葉に含まれる「ものや資源を大切に使う」意識を大切にしながら、市民・事業者・行政の連携をこれまで以上に充実させることにより、循環型都市の構築と新たな課題の解決をめざします。



基本方向 1 三者協働で循環型都市に向けた基盤づくり

循環型都市だいたうをめざして、市民・事業者・行政の各主体が環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルを実践することを進めます。また、各主体がそれぞれ連携・協力することで、取組をより効果的に実施できるようになることをめざします。

そのためにも、市民・事業者に対する情報発信の機会や手法の充実を図るとともに、市民や事業者の行動変容を促す新たな取組の検討を進めます。

基本方向 2 ごみを発生させない意識と行動の浸透 (発生抑制・再使用)

循環型社会を形成するためには、まず、不要なものを生まない発生抑制を進めることが重要です。さらに、たとえ不要となった場合でも、再使用することが望まれます。そのためには、一人ひとりがごみの発生抑制の方法や再使用の手段について知識や情報を持ち、**ごみを捨てない行動を実践することが必要**です。さらに、食品ロスや廃プラスチックなどの新たな課題解決に向けた取組を積極的に推進します。

基本方向 3 循環を実現するための仕組みづくり (再生利用)

再使用できないごみは再生利用を行います。費用や環境負荷が過大にならない範囲で「**循環を実現するための仕組みづくり**」を行い、再生利用を実施します。また、分別排出への協力状況を向上させるための情報提供や啓発活動に取り組みます。

基本方向 4 適正で安全・安心なごみ処理システムの構築

リデュース、リユース、リサイクルの3Rができずにごみとして排出されたものは、**エネルギー回収を行うとともに、環境への負荷を最小限にするよう、適正に処理・処分**を行います。

また、ごみ処理を適正で安全・安心なシステムとするため、東大阪市や東大阪都市清掃施設組合と連携し、既存のごみ処理施設を適正に運転管理するとともに、計画的な更新を進めます。さらに、地球温暖化防止の観点から**温室効果ガスの削減に配慮し、脱炭素社会の実現**に寄与するごみ処理システムの構築を進めます。

基本方向 5 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理は、身近な生活環境の問題というだけではなく、プラスチックごみの焼却により、自然環境や地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にも大きな影響を与えています。

脱炭素社会の実現に貢献するとともに、あらゆる主体と連携した**まちの美化や不法投棄対策**を推進していきます。さらに、近年多発する災害に備えた体制の強化を図るとともに、感染症対策の整備にも取り組みます。

第6章 基本施策

6-1 基本施策の体系

[基本方向1] 三者協働で循環型都市に向けた基盤づくり	
(1) 市民・事業者への情報提供・啓発の強化	
	基本施策1：意識啓発・情報提供の推進
	基本施策2：ごみの減量・資源化等に関する環境教育・環境学習の推進
(2) 循環型都市の構築に向けた連携体制の強化	
	基本施策3：三者協働による取組の基盤づくり
[基本方向2] ごみを発生させない意識と行動の浸透（発生抑制・再利用）	
	基本施策4：ごみの少ないライフスタイルの普及・浸透
	基本施策5：ごみの少ないビジネススタイルの確立
	基本施策6：家庭系ごみの有料化及びごみ処理手数料の適正化の推進
	基本施策7：市内におけるリユースの促進
[基本方向3] 循環を実現するための仕組みづくり（再生利用）	
	基本施策8：家庭系ごみの再生利用の促進
	基本施策9：事業系ごみの再生利用の促進
[基本方向4] 適正で安全・安心なごみ処理システムの構築	
(1) ごみ排出の適正化の推進	
	基本施策10：ごみ分別ルールの周知と意識啓発の強化
	基本施策11：事業所ごみの適正処理の推進
(2) 収集・運搬体制の整備・充実	
	基本施策12：高齢者及び障害者向け収集体制の検討
	基本施策13：多様な回収システムの拡充
	基本施策14：収集に伴う環境負荷の削減
(3) 適正な中間処理の推進	
	基本施策15：地球温暖化対策等を見据えた中間処理の推進
	基本施策16：市で処理できない廃棄物等への対応
	基本施策17：最終処分場の延命に向けた取組の推進
[基本方向5] 環境に配慮したまちづくり	
(1) まち美化・不法投棄対策の推進	
	基本施策18：まち美化の推進
	基本施策19：不法投棄対策の推進
(2) 多発する災害への適応力の強化	
	基本施策20：災害廃棄物処理体制の充実
	基本施策21：感染症対策の推進

6-2 基本施策の内容

[基本方向1] 三者協働で循環型都市に向けた基盤づくり

(1) 市民・事業者への情報提供・啓発の強化

基本施策1	意識啓発・情報提供の推進
<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページや広報「だいとう」などにより、市民及び事業者が日常的に実践できるごみの減量や再資源化のための取組について、積極的に紹介します。・事業者に対して、製品の製造・販売時のリデュース・リユース・リサイクルの取組や、店頭回収の実施を働きかけます。・大東市のごみを処理している東大阪都市清掃施設組合の焼却施設や資源化施設を対象とした市民見学会などを開催し、現場での体験を通じて市民への啓発を進めます。・ごみ減量の方法やごみの適正処理についての技術動向、地球温暖化対策の動向などについて情報を収集・整理し、発信します。	

基本施策2	ごみの減量・資源化等に関する環境教育・環境学習の推進
<ul style="list-style-type: none">・子どもたちが廃棄物に関心を向け、ごみ減量や3Rに配慮した心や行動を身につけられるよう、感性や価値観が育まれる学校と連携し、継続的に環境学習を推進します。・地域でごみ減量や資源化等の話をする出前講座や、地域による東大阪都市清掃施設組合への見学等を積極的に呼びかけ、市民のごみ減量・資源化等への興味・関心の向上を図ります。・先進的な事業者のごみ減量の取組や、従業員への環境教育の取組等に関する情報など、事業所のごみ減量の推進に役立つ情報を提供に努めます。	

(2) 循環型都市の構築に向けた連携体制の強化

基本施策3	三者協働による取組の基盤づくり
<ul style="list-style-type: none">・ごみ減量や資源化等に取組む市民団体と連携し、三者協働による発生抑制・再使用・再生利用等を推進します。・レジ袋有料化に伴うマイバッグ持参の啓発活動、市民や飲食店と連携した食べきり運動やスーパーと連携した食品ロス削減の取組の展開、フードドライブの普及等、三者協働の取組を積極的に推進します。	

[基本方向2] ごみを発生させない意識と行動の浸透（発生抑制・再使用）

基本施策4	ごみの少ないライフスタイルの普及・浸透
<ul style="list-style-type: none">・本市の食品ロスの実態や、家庭でできる食品ロス削減行動等に関する情報提供を進めるとともに、市民団体や事業者等と連携し、食品ロス削減に向けた取組を推進します。・「生ごみの堆肥化」や、「生ごみの水切り運動」の推進等により、生ごみの減量化に取り組めます。・プラスチックごみ等の散乱防止の徹底、レジ袋や使い捨てプラスチック等の散乱しやすいプラスチックを使用しないライフスタイルの定着を図ります。	

基本施策5	ごみの少ないビジネススタイルの確立
-------	-------------------

- ・事業活動に伴い排出されるごみの減量及び資源化や適正処理を推進するため、事業者にとってコスト削減につながる情報を提供することにより、ごみ減量のメリットを広く周知します。
- ・東大阪都市清掃施設組合における搬入物検査の機会を通じて、資源物や産業廃棄物を搬入した排出事業者及び許可業者へ適正な排出の誘導を行います。
- ・賞味期限切れで廃棄される食品の削減や有効利用等の取組の促進、飲食店の食品ロスを削減するための大阪府と連携した取組などにより、店舗や飲食店から排出される食品ロスの削減を促進します。
- ・市内の事業者と連携し、事業所でのプラスチック類の使用削減や、小売店や飲食店・サービス業等で消費者に提供される使い捨てプラスチックの削減、散乱防止の啓発活動等に取り組みます。

基本施策6	家庭系ごみの有料化及びごみ処理手数料の適正化の推進
-------	---------------------------

- ・ごみの資源化や処理には多くの費用がかかっていることを市民にわかりやすく説明します。焼却処理よりも、資源循環に費用を投じる方が望ましいことを啓発します。
- ・ごみの資源化や処理費用をより身近に感じ、ごみを多く出す人と減量に努力する人の公平性を保つために、まずは粗大ごみ、将来的に一般ごみの有料化を検討します。具体的には、まず有料化の導入のあり方を検討し、本市にふさわしい方法を採用します。
- ・排出者責任及び適正な処理コスト負担の原則に基づき、事業系一般廃棄物処理について、排出者に適正な負担を求めるための処理手数料について、周辺地域との均衡等も考慮しつつ、随時見直します。

基本施策7	市内におけるリユースの促進
-------	---------------

- ・だれもが気軽に、必要とする人に不用品を譲ることができるように、フリーマーケットやガレージセールなどを推奨・支援します。また、市内のリユースショップの紹介やリユースを促進させるための事業の紹介なども行います。
- ・「リユース食器を使ったエコイベント実践マニュアル」（平成19年（2007年）、環境省）等を参考に、イベント等におけるリユース食器の活用促進を検討します。

【基本方向3】 循環を実現するための仕組みづくり（再生利用）

基本施策8	家庭系ごみの再生利用の促進
-------	---------------

- ・ごみ問題に対する市民の意識の向上と地域コミュニティの醸成を目的とする集団回収活動の活性化を推進します。
- ・集団回収を行っていない地域については、啓発を進め、新たな活動団体のサポートを行い古紙・古布回収の仕組みを構築します。
- ・一般ごみに混入する資源物を削減し、再生利用をさらに進めるため、排出方法の変更を含め、分別排出の促進策を検討します。
- ・民間の古紙回収業者と連携し、市内における古紙回収システムを検討します。

- ・店頭回収を実施している店舗についてはその継続を働きかけるとともに、実施していない店舗については、店頭回収等の実施を促します。

基本施策 9 事業系ごみの再生利用の促進

- ・事業所から排出される古紙、古布等を、近隣の事業所が共同で回収する仕組みをつくるために、事業所間のネットワーク化を図ります。
- ・事業系ごみとして排出される木質系廃棄物（剪定枝、刈草、落ち葉、竹木、家具、廃材等）の資源化について、関連する事業者と連携して、その適切な実施を進めます。

〔基本方向 4〕 適正で安全・安心なごみ処理システムの構築

(1) ごみ排出の適正化の推進

基本施策 10 ごみ分別ルールの周知と意識啓発の強化

- ・自治会加入率が低下していることから、これまでの自治会経由の情報提供に加えて、スマートフォン用の「大東市ごみ分別アプリ」（図 29）や本市のホームページ等を活用するなどの新たな情報提供についてさらに充実を図ります。
- ・広報「だいとう」や本市ホームページ、出前講座等を活用した情報提供などにより、分別排出ルールを守ることの重要性を啓発し、分別排出ルールの周知徹底を図ります。
- ・プラスチック製容器包装について、分別排出の実践への呼びかけをごみ収集カレンダーに記載するとともに、広報誌、本市ホームページ、イベント等を活用して市民に呼びかけます。
- ・行政による全市域での再生資源回収体制を活用し、市民に対しごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図るとともに、自治会やマンション管理組合等と連携し、市民へのごみ排出ルールの浸透と地域のごみ減量の取組の活性化を図ります。



出典：大東市ホームページ等

図 29 大東市ごみ分別アプリ

基本施策 11	事業所ごみの適正処理の推進
---------	---------------

- ・事業者に対し、排出者責任に基づく適正排出について情報の提供と、大阪府の産業廃棄物所管課や保健所と連携した排出指導を強化します。
- ・東大阪都市清掃施設組合と連携し、事業者が直接搬入あるいは委託業者を通じて搬入されるごみの展開検査（ダンパーチェック）を積極的に実施し、資源物が多量に含まれている等、不適正な排出を行っている事業所については改善を指導し、搬入禁止物が発見された場合には受入れ拒否を実施します。

(2) 収集・運搬体制の整備・充実

基本施策 12	高齢者及び障害者向け収集体制の検討
---------	-------------------

- ・高齢者及び障害のある方を対象に行う戸別収集（通称：ふれあい収集）について、近隣自治体の実施状況を調査・研究するとともに、関係課とも連携し、実施に向けた検討を進めます。

基本施策 13	多様な回収システムの拡充
---------	--------------

- ・本市では、大阪府のエコショップ制度に登録したスーパー等の小売店で店頭回収を実施しています。今後も登録店舗を増やすとともに、回収品目の拡大にも取り組みます。
- ・蛍光管・乾電池等（水銀使用廃製品）の拠点回収、小型家電のボックス回収（図 30）について、市民への周知啓発を図るとともに、拠点場所の拡大にも取り組みます。
- ・リチウムイオン電池が原因と考えられる火災がごみ収集車や東大阪都市清掃施設組合（ごみ焼却施設）において発生しており、回収ボックスへの分別を徹底するよう啓発します。
- ・その他、事業所で発生する古紙等の新たな資源回収システムについて検討を行います。



出典：大東市ホームページ

図 30 拠点に設置した回収ボックス

基本施策 14	収集に伴う環境負荷の削減
---------	--------------

- ・収集車両に起因する環境負荷を低減するため、委託先における天然ガス収集車の導入を要請するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車の導入を推奨します。

- ・排出責任の明確化や不法投棄対策の一環として、現在採用している戸別収集方式に代わる収集方式など、今後の本市に相応しい収集運搬システムのあり方について調査研究を進めます。

(3) 適正な中間処理の推進

基本施策 15	地球温暖化対策等を見据えた中間処理の推進
---------	----------------------

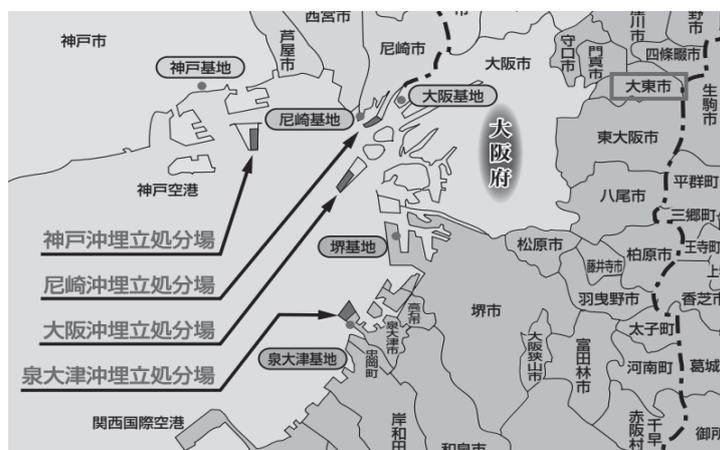
- ・東大阪都市清掃施設組合では新工場（仮称：第六工場）の建設計画を推進しており、東大阪都市清掃施設組合及び東大阪市と連携し、環境にやさしいごみ処理施設の建設に取り組みます。
- ・地球温暖化対策は喫緊の課題であり、焼却熱の利用、太陽光や雨水等の自然エネルギー利用、省エネルギー機器の導入等を検討し、地球温暖化の防止対策に取り組みます。

基本施策 16	市で処理できない廃棄物等への対応
---------	------------------

- ・消火器、自動車バッテリー、塗料などの有害・危険な廃棄物については、国などの動きを考慮しながら、関連事業者との協議を進め、適正なシステムの整備を進めます。
- ・有害・危険な廃棄物の適正な排出先について、市民にわかりやすく周知を行います。
- ・在宅医療廃棄物などの新たな廃棄物問題について、医師会等と協議して適切な対応方法を検討します。

基本施策 17	最終処分場の延命に向けた取組の推進
---------	-------------------

- ・今後とも最終処分は広域処理に依存するため、ごみ発生抑制や資源化の推進などによって焼却灰及び不燃物の減量を進め、最終処分場の延命化を図ります。
- ・本市のごみの最終処分を行っている大阪湾フェニックスセンター（図31）について、当初受け入れ期間は令和3年（2021年）度まででしたが、現在は令和14年（2032年）度まで延長されています。しかし、以降の計画が未定であることから、関係市町村と連携して、次期フェニックス処分場の継続的、安定的な確保を国及び大阪府等へ要望します。



出典：「大阪湾広域臨海環境整備センター環境報告書 2019」を編集

図 31 大阪湾フェニックスセンター処分場の配置

〔基本方向5〕環境に配慮したまちづくり

(1) まち美化・不法投棄対策の推進

基本施策 18	まち美化の推進
---------	---------

- ・まちの美化活動等に取り組む市民団体等と連携し、駅前での啓発活動、道路・公園の美化清掃活動等を実施し、美しいまちの実現に向けた美化活動を推進します。
- ・環境美化推進期間における各自治区等による自主的な地域美化清掃を支援し、美しいまちづくりを推進します。

基本施策 19	不法投棄対策の推進
---------	-----------

- ・ごみ不法投棄防止キャンペーン等を実施し、市民意識の高揚を図るとともに、市職員によるパトロールや、看板・バリケードの設置、チラシの配付等の不法投棄の未然防止対策を実施します。
- ・不法投棄が特に著しいごみ集積所においては、委託業者による警備員の不法投棄の監視や、定められた曜日以外における特別収集の実施などを検討します。

(2) 多発する災害への適応力の強化

基本施策 20	災害廃棄物処理体制の充実
---------	--------------

- ・災害廃棄物処理計画（令和3年（2021年）3月策定）の庁内での周知を図ります。
- ・大東市地域防災計画の改定時等、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行います。
- ・災害ごみについては、職員への啓発や教育等を適宜実施するほか、国や県の実施する教育訓練等に参加し、災害時における対応能力の強化を図ります。

基本施策 21	感染症対策の推進
---------	----------

- ・廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても、事業を継続することが求められています。
- ・廃棄物処理事業の継続のため、新型コロナウイルス感染症対策に必要な、手袋・マスク・化学防護服等の個人防護具並びに消毒液の確保に努めます。
- ・「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年（2020年）9月、環境省）を参考に、感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画の作成を検討します。

第7章 ごみ処理の数値目標

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をめざし、以下（表12）を数値目標とします。

（1）ごみ排出量

まずは中間目標年度に、国の第4次循環型社会形成推進計画の2025年度目標値である850g/人・日前後をめざします。最終目標年度には、大阪府域のベスト5をめざします。

（2）資源化率*4

集団回収が大幅に減少していることから、原点に立ち返り着実な改善を進めます。基準値から中間目標値へ約4.3ポイント増、中間目標から最終目標値へ約4.8ポイント増をめざします。

（3）最終処分量

1人1日あたりごみ排出量と資源化率の目標達成を前提とし、基準値に対して中間目標で約17%減、最終目標で約31%減をめざします。なお、現状の処理方式で試算しています。

（4）食品ロス量

本市で実施した食品ロス排出実態調査によると、令和元年（2019年）度の家庭系の1人1日あたりの食品ロス量は約62gと推計されます（表18）。これは、全国平均（61g）とほぼ同等の水準であり、国の目標に準拠し、中間目標で約1.6%削減、最終目標で約4.8%の削減をめざします。

表 12 本計画の数値目標

項 目	基準値 令和元年度 (2019年度)	中間目標値 令和7年度 (2025年度)	最終目標値 令和12年度 (2030年度)
1人1日あたり ごみ排出量*5	912g/人・日	849g/人・日 (基準値より63g/人・ 日、年約10.5gの削減)	798g/人・日 (基準値より114g/人・ 日、年約10.4gの削減)
資源化率	15.8%	20.1% (基準値より約4.3 ポイント増加)	24.9% (基準値より約9.1 ポイント増加)
最終処分量	5,485t/年	4,558t/年 (基準値より927t、 約16.9%の削減)	3,782t/年 (基準値より1,703t、 約31.0%の削減)
家庭から排出され る食品ロス量	62g/人・日 (推計値)	61g/人・日 (基準値より1g/人・ 日、約1.6%の削減)	59g/人・日 (基準値より3g/人・ 日、約4.8%の削減)

*4資源化率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)×100

*5 1人1日あたりごみ排出量=(ごみ総排出量)×1,000,000÷総人口÷年間日数

(6) 地域循環型社会形成推進地域計画との対比

ア 地域循環型社会形成推進地域計画の概要

東大阪市・大東市地域循環型社会形成推進地域計画（第3期、平成28年（2016年）12月）の概要は表14のとおりです。

表 14 東大阪市・大東市地域循環型社会形成推進地域計画（第3期）の概要

○大東市

指標・単位		参考（割合**） （平成24年度）		現状（割合**） （平成27年度）		目標（割合**） （令和4年度）		
排出量	事業系 総排出量	ト	12,094		12,025		11,470	-4.6%
	1事業所当たりの排出量**	ト/事業所	2.02		1.93		1.86	-14.0%
	生活系 総排出量	ト	28,519		28,057		25,722	-8.3%
	1人当たりの排出量**	kg/人	206		206		189	-8.3%
合計	事業系生活系排出量合計	ト	40,613		40,082		37,192	-7.2%
再生利用量	ごみとなる前の資源化量（集団回収）	ト	3,123		2,960		3,719	
	直接資源化量	ト	2,846	7.0%	2,973	7.4%	3,186	8.6%
	処理後再生利用量	ト	2,086	5.1%	2,011	5.0%	2,291	6.2%
	総資源化量	ト	8,055	18.4%	7,944	18.5%	9,196	22.5%
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	MWh						
減量化量	中間処理による減量化量	ト	28,934	71.2%	28,574	71.3%	25,824	69.4%
最終処分量	埋立最終処分量	ト	8,747	16.6%	8,524	16.3%	5,891	15.8%

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

人口(各年度10月1日現在): 平成24年度 628,816人、平成27年度 620,610人、令和4年度 595,276人

イ 本計画の中間目標値と循環型社会形成推進計画の目標値との整合性

上記の循環型社会形成推進計画と本計画の整合性を検証した結果は以下の通りです。

本計画の排出量、集団回収量、最終処分量は循環型社会形成推進計画をクリアしていますが、総資源化量と資源化率は循環型社会形成推進計画の目標値に達していません。その要因は資源ごみの回収目標が控えめなためですが、資源化率の向上はどの自治体も苦労していること、総資源化量が平成27年（2015年）度から平成30年（2018年）度に約1,400t減少していることから、中間目標で循環型社会形成推進計画の目標値を設定するのは現実的ではありません。本計画の最終目標では循環型社会形成推進計画の目標をクリアする設定であり、実現可能な目標としています。

表 15 循環型社会形成推進計画の目標値と本計画との対比

指標	地域循環型社会形成推進地域計画			本計画	整合性 評価
	H27年度実績	R4年度目標	R7年度推計	R7年度目標	
ごみ排出量	40,082t	37,192t	35,953t	34,799t	○
集団回収量	2,960t	3,719t	4,044t	4,337t	○
総資源化量	7,944t	9,196t	9,372t	6,993t	×
資源化率	18.5%	22.5%	23.4%	20.1%	×
最終処分量	6,524t	5,891t	5,620t	4,558t	○

※循環型計画のR7推計はH27からR4への増分を比例的に算定した値です。

第8章 重点プロジェクト

8-1 重点プロジェクトの位置付け

重点プロジェクトとは、本計画に位置づける基本理念の実現に向けた基本方針を達成するために、施策体系の中から、早急に実行すべき緊急性と重要性を持ち、本計画全体を牽引する役割を果たす取組について、市民や事業者の意見を反映し、具体的な内容や進め方を考えるという仕組みで実施するプロジェクトです。

本計画における重点プロジェクトは、以下の7プロジェクトを設定していますが、各プロジェクトがめざす範囲や内容は、以下に記載する内容に限られるものではなく、本計画を推進していく中で、社会や環境に関する外的要因の変化などを適切に反映し、変化していくことを想定しています。

8-2 重点プロジェクトの推進

1	家庭や事業所から排出される資源物の 分別排出・再生利用の徹底	基本施策1、2、8、9、10、11
----------	---	-------------------

<背景と方向性>

組成調査の結果によると、表16に示すとおり、一般ごみの中の資源化可能物は、家庭系で約35%、事業系で約39%含まれており、まだ多くの資源化可能物が含まれています。

一方、本市の資源化率は平成30年（2018年）度の実績で約12.2%であり、府の平均約13.4%より低い状況にあります（表9）。これは、組成調査からも明らかのように、本来資源化できる資源物が適正に分別されていないことが要因として考えられます。

<施策の展開>

本計画に基づき、びんや缶をはじめ、ペットボトル、プラスチック製容器、トレイなどの再生資源（資源ごみ）の分別処理を徹底するなど、資源化と適正処理の拡大に対応した収集・処理を実施します。

表 16 一般ごみに含まれる資源物等の割合（令和2（2020年）年9月調査）

家庭系一般ごみ				事業系一般ごみ			
資源化可能物	34.8%	紙類	20.6%	資源化可能物	39.4%	紙類	29.2%
		プラスチック類	12.3%			プラスチック類	4.4%
		その他	1.9%			その他	5.8%
堆肥化可能物	36.9%	厨芥類	33.2%	堆肥化可能物	14.0%	厨芥類・調理くず	11.6%
		剪定枝	3.7%			売れ残り食品	2.4%
資源化できないもの	28.6%	—	—	資源化できないもの	46.6%	—	—

出典：本計画の図18、図20を加工

2	食品ロス削減の推進	基本施策1、2、4、5、13
----------	------------------	----------------

＜背景と方向性＞

今回のごみ組成調査の結果、ごみ排出量に占める食品ロスの割合は、家庭系が約12%、事業系が約18%、全体で約11%と推計されました。これを令和元年（2019年）度の排出量に当てはめると、家庭系の1人1日あたりの食ロス量は62gであり（表18）、平成29年（2017年）度の全国平均61gとほぼ同等の水準です。

環境省の最新のデータ（平成29年（2018年）度）によると、日本の食品ロス量は年間612万トンと推計され、国民1人あたりに換算すると、お茶碗1杯分（約132g）の食べ物が毎日捨てられていることとなります。また、これは世界の食糧援助量（2015年で年間約320万トン）の約2倍に相当します。

＜施策の展開＞

これらのことを踏まえ、本市のごみの減量に最も効果的な生ごみの削減に向け、その中でも食品ロスの削減に重点的に取り組むこととします。

なお、食品ロスには、家庭から出る食べ残しや可食部分の過剰除去等だけでなく、食品メーカーの製造過程で発生する規格外品、小売店の期限切れの食糧品、飲食店の食べ残しなど食品関連事業者から排出される食品ロスも多くあります。

よって、効果的な施策の推進に向けては、市民の意識啓発を図るだけではなく、食品関連事業者との連携・協働による取組が必要となります。

もったいない！「食品ロス」を減らそう

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」が日本では年間約632万トン。日本人1人あたりでは、毎日お茶碗約1杯分（約136g）のご飯を捨てていることとなります。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らしましょう。

- **食材を「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る」**
 買い物の前に食品の在庫を確認し、冷蔵庫の保存場所は「チルド室」「野菜室」等を上手に活用して食品を長持ちさせましょう。
 
- **「消費期限」と「賞味期限」の違いを理解**
 「消費期限」は食べても安全な期限。「賞味期限」はおいしく食べられる期限です。



「めざせ！食品ロスゼロ」

- **残った食材は別の料理に活用**
 中途半端に残ったら別の料理に活用するなど、食べ切る工夫をしてみましょう。
 
- **外食で食べ残しをしない**
 ポリュームが多い、食べられない物があるなどの理由で食べ残さないよう、小盛メニューを利用し、食べられない物は注文時に抜いてもらいましょう。



3010運動
宴会時の食べ残しを減らすために「開始30分間」と「終了前10分間」は料理を楽しみましょう、と幹事等から呼びかける運動です。

食品ロスの削減の推進に関する法律を施行

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組むことを目的に、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されました。





SDGsの1つ
2015年に国連で採択されたSDGs「持続可能な開発目標」では、食品ロスの減少をゴール12に設定されています。

出典；大東市「ごみ収集カレンダー」

図 32 食品ロス削減の啓発事例

＜背景と方向性＞

大阪府と大阪市では、2025年大阪・関西万博をインパクトとした「SDGs先進都市」の実現に向けて、「大阪発『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』推進プロジェクト」を立ち上げ、プラスチックごみの削減に向け戦略的に取り組んでいます。

＜施策の展開＞

本市は令和元年（2019年）6月に「だいとうプラスチックごみゼロ宣言」（図33）を表明しており、大阪府や大阪市と連携を深めつつ、プラスチックの使用の抑制を進めます。また、他に代替できないプラスチックについては、適正処理を徹底し、環境中への排出を削減します。

だいとうプラスチックごみゼロ宣言

安価で使いやすいプラスチックは、今や私たちの生活に欠かせないものです。その一方で、不用意に捨てられたレジ袋やペットボトルなどのプラスチックがごみとして、河川などを通じて海へ流れ込むことにより、海の環境を損ない、また、細分化されたプラスチック（マイクロプラスチック）を海の生物が食べており、近年、生態系に与える影響が懸念されています。

大東市は、大阪府の東部に位置し、飯盛山と生駒山につながる金剛生駒山系にかけて広がり、山間部を源流とした「権現川」「谷田川」「鍋田川」「恩智川」「寝屋川」など多くの一級河川が市内を流れるなど、自然あふれる地域であり、また、新田開発とともに作られた水路の多くが今もなお残され、「大東八景」のひとつである御領水路は、大阪ミュージアム構想に登録されるなど、川や水路など水辺空間への親しみは大東市民にとって欠かすことの出来ないものです。

これらのかけがえのない財産を守り、未来の子どもたちに豊かな自然を残すため、地域住民をはじめ、多くのボランティアの方々が日頃より積極的に清掃活動を行っています。

大東市では、より一層のプラスチックごみの削減に取り組む必要があるとの認識のもと、市民・事業者・行政が連携し、海洋プラスチックごみ問題への正しい理解を深めるとともに、環境啓発事業や3R（リデュース【減量】、リユース【再使用】、リサイクル【再生】）にリフューズ【回避】を加えた4R運動を推進し「プラスチックごみゼロ」の実現のため、不断の取り組みを行うことをここに宣言します。

令和元年6月11日

大東市長 東坂 浩一

出典：大東市ホームページ

図33 大東市プラスチックごみゼロ宣言

＜背景と方向性＞

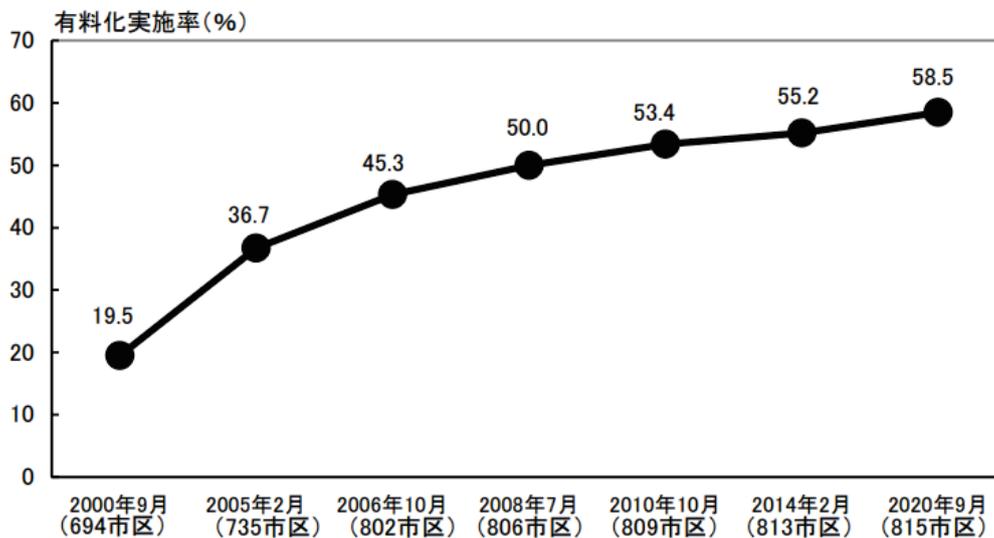
本市の1人1日あたりのごみ排出量は、府域43市町村のうち少ない方から数えて22番目であり（表8）、減量化の余地は少なくありません。したがって、今後のごみ減量施策を考える上で、家庭系ごみの有料化についても検討する必要があります。

全国の家系系可燃ごみの有料化実施率は約59%となっています（図34）。また、府域43市町村中、粗大ごみは31市町村、一般ごみは20市町村で有料化を導入しており（平成31（2019年）年3月現在、臨時ごみの有料化は除く。）、府域他市町村の動向も注視する必要があります。

家庭系ごみの有料化は、ごみの排出抑制、排出量に応じた費用負担の公平化及びごみ処理に係る税負担の軽減に有効な施策として考えられ、環境省では「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、ごみ処理の有料化を推奨しています。

＜施策の展開＞

よって、今後は、他の施策によるごみ減量効果、現施設の老朽化や新施設建設に伴い今後増大が予想されるごみ処理経費と市の財政状況とのバランス、さらには他市町村の有料化の状況等を総合的に勘案する中で、まずは粗大ごみの有料化を優先して検討し、引き続いて一般ごみの有料化についても幅広い意見と議論を求めていくこととします。



出典：全国市区町村の有料化実施状況（山谷修作ホームページ）

※調査対象のごみ：家庭系可燃ごみ

※調査対象自治体：全国市区815、有料化実施市区477（58.5%）

図 34 全国市区町村の有料化実施状況（2020年9月現在）

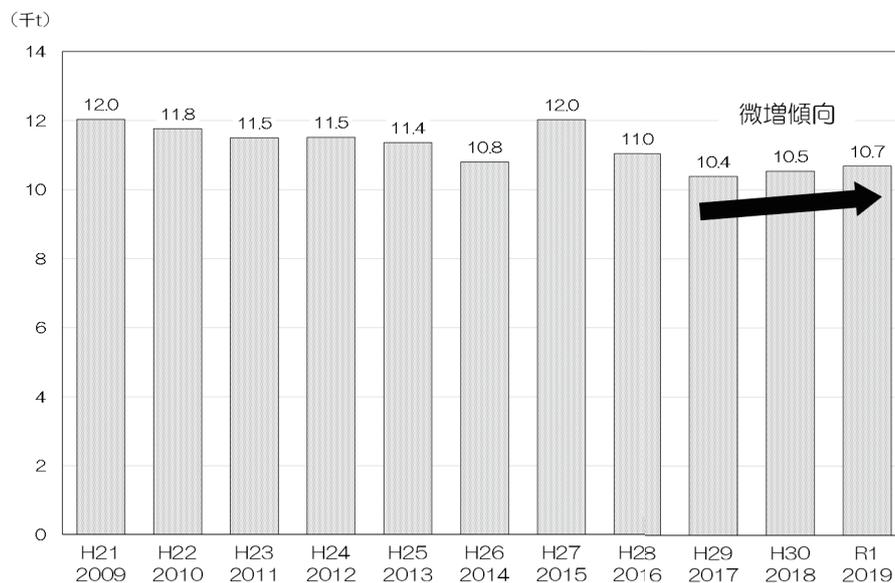
5	事業系ごみの減量・再生利用の推進	基本施策5、9、11
----------	-------------------------	------------

＜背景と方向性＞

家庭系ごみについては、集団回収の実施や分別収集の拡充等により、徐々に資源化が進んでいます。一方、事業系ごみについては、大規模事業所では自主的な資源化等が進められていますが、市内の事業所の多くを占める中小零細の事業所では、ごみ減量手段が乏しいことや資源化可能物の発生量が少ないこともあり、ごみ減量が十分に行われていません。

＜施策の展開＞

そこで、事業所向けに、ごみ減量に関する情報提供や啓発活動、事業所間の共同回収事業等の減量手段の提供を進め、事業所のごみ減量・資源化を促進します。さらに、事業系ごみの収集費用及び処理費用については、すでに有料化されていますが、ごみ減量が進むように収集手数料等の徴収方法、費用負担のあり方を検討することとします。



出典：大東市環境課資料

図 35 事業系・公共系ごみ排出量の推移

6	三者協働によるごみ減量・再生利用の推進	基本施策3
----------	----------------------------	-------

＜背景と方向性＞

計画の推進にあたっては、市民・地域（コミュニティ）、事業者そして市が、ごみの減量化と資源化をめざす本計画のビジョンや目標を共有することが必要であり、それぞれの立場で役割を担っていることを理解しなければなりません。ごみを排出するのは、一人ひとりの市民や事業者であり、減量化や資源化に取り組むのもまた市民や事業者の役割です。

＜施策の展開＞

市は、多くの市民、事業者にごみの減量に対する理解と協力が得られるよう説明や広報に努めるとともに、ごみの減量やりサイクルに関する活動に取り組む市民活動グループの育成を図るなど、地域の特性に応じた適切なごみ減量化・資源化の施策を推進していきます。

具体的には、電動式生ごみ処理機などの購入助成やダンボールコンポストの普及・啓発、市民主体のリサイクル活動の奨励・PR、再生資源（資源ごみ）の店頭回収や拠点回収（リサイクルステーション）などの取組を推進します。

7	地域循環共生圏構築の取組推進	基本施策4、5、8、9、15
----------	-----------------------	----------------

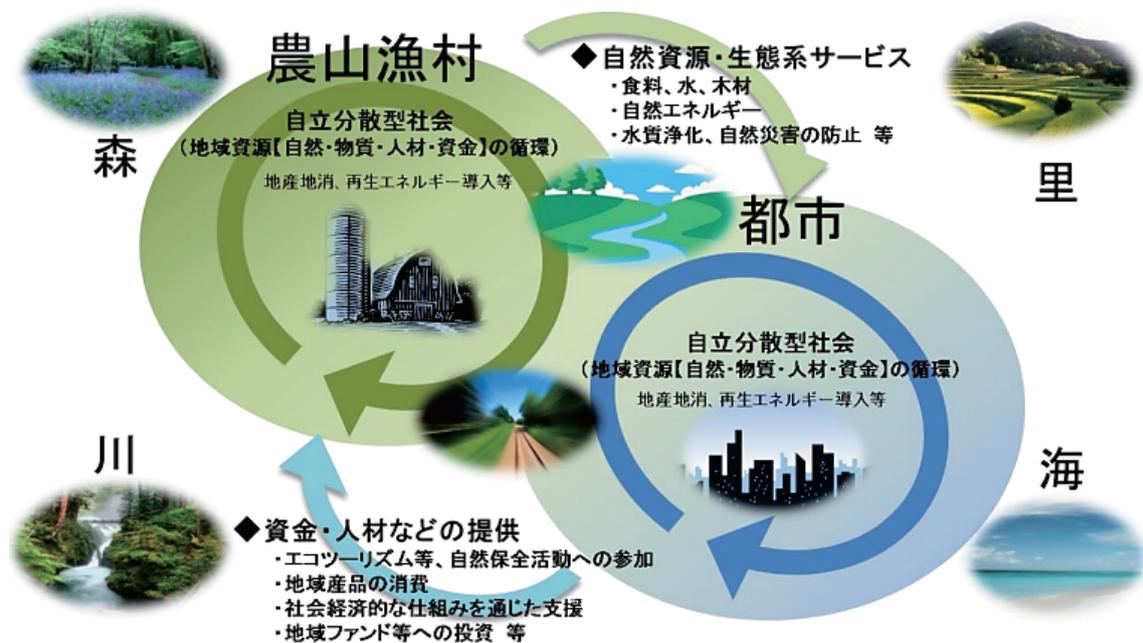
＜背景と方向性＞

平成30年（2018年）4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されました（図36）。

本市は、市域の三分の一を山間部が占め、また、市街地には寝屋川などの河川や水路など、貴重な自然環境が残されています。山林の美しさへの市民の満足度は高く、市民の誇りとなっています。

＜施策の展開＞

こうした本市の地域資源を最大限に活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことで、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす地域循環共生圏の取組について、SDGsの考え方を参考にしつつ、取組を推進します。



出典：環境省ホームページ

図 36 地域循環共生圏のイメージ図

第9章 計画の進行管理

(1) 基本的考え方

計画を円滑・着実に推進するとともに、より充実した取組をめざすため、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います(図37)。

また、計画推進のために、関係部門との連携強化による計画推進体制を構築します。

(2) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画(毎年度作成)、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、適切な時期に広報「だいたう」や本市ホームページなどを活用し、広く市民に公表するとともに、市民の意識改革・行動変容を促します。

(3) 東大阪市及び東大阪都市清掃施設組合との連携

東大阪市、東大阪都市清掃施設組合及び本市は、次期焼却施設の整備のため、平成28年(2016年)12月に「東大阪市・大東市地域循環型社会形成推進地域計画(第3期)」を策定しました。今後とも連携を強化し、ごみの発生抑制や再生利用、資源化率の向上等を図る、効率の良いごみ処理システムを構築します。

(4) ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携

国の方針でもごみ処理の広域化が示されており、今後、ごみの発生抑制や再生利用の取組、ごみの不適正排出や不法投棄の防止などを近隣市と共同で実施することが想定されます。

大東市が含まれる東大阪ブロックでは、平成20年(2008年)3月に災害時やごみ処理施設の事故、収集時の相互支援に関する協定を締結しており、今後も災害発生時等の適切・迅速な対応を図り、ごみ減量対策の推進や新たな処理技術、制度の研究等のため、近隣市との情報交換を進め、広域的連携を強化します。

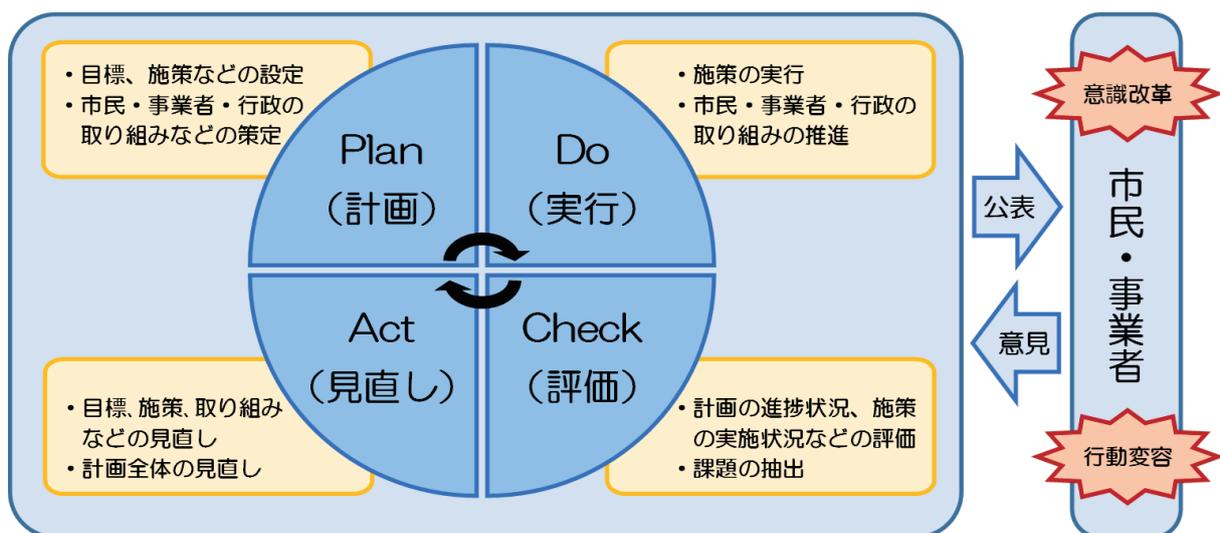


図37 PDCAサイクルに基づく進行管理